

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【事業年度】	第1期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)
【会社名】	株式会社国際協力銀行
【英訳名】	Japan Bank for International Cooperation
【代表者の役職氏名】	代表取締役総裁 奥田 碩
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目4番1号
【電話番号】	03-5218-3304（代表）
【事務連絡者氏名】	企画・管理部門 財務部長 林 健一郎
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目4番1号
【電話番号】	03-5218-3304（代表）
【事務連絡者氏名】	企画・管理部門 財務部長 林 健一郎
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】
第1【企業の概況】
1【主要な経営指標等】

○主要な経営指標等

		第1期
		自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日
経常収益	(百万円)	217,291
経常利益	(百万円)	63,583
当期純利益	(百万円)	63,585
持分法を適用した 場合の投資利益	(百万円)	-
資本金	(百万円)	1,360,000
発行済株式総数	(千株)	1,360,000,000
純資産額	(百万円)	2,346,738
総資産額	(百万円)	14,430,245
貸出金残高	(百万円)	10,555,128
1株当たり純資産額	(円)	1円72銭
1株当たり配当額	(円)	-
1株当たり当期 純利益金額	(円)	0円4銭
潜在株式調整後 1株当たり当期 純利益金額	(円)	-
自己資本比率	(%)	16.26
自己資本利益率	(%)	2.71
株価収益率	(倍)	-
配当性向	(%)	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	13,826
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	33,030
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	42,358
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	23,154
従業員数	(人)	664

- (注) 1. 当行は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等については記載しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 1株当たり配当額及び配当性向について、当行は、当行法第31条に基づき、配当の制限を受けており、配当を実施していない為、記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 当行は銀行法(昭和56年法律第59号)の適用を受けておらず、自己資本比率は、期末純資産の部の合計を期末資産の部の合計で除しております。
6. 株価収益率について、当行株式は非上場であるため、記載しておりません。

7. 従業員数は、当行から社外への出向者を除き、社外から当行への出向者を含んでおります。また海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含んでおりません。

なお、臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2【沿革】

当行は、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号。以下「当行法」という。）に基づき、株式会社日本政策金融公庫の国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務（以下「旧日本公庫JBIC」という。）が同公庫から分離され、日本政府100%出資の政策金融機関として平成24年4月1日に設立されました。

なお、参考として、旧日本輸出入銀行、旧海外経済協力基金、旧国際協力銀行及び旧日本公庫JBICの沿革についても記載しております。

年月	事項
平成23年4月	「株式会社国際協力銀行法」が可決・成立、平成24年4月1日に日本政策金融公庫から国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務が分離することが決定 当行設立 駐留軍再編促進金融業務を終了 駐留軍再編促進金融勘定を廃止
平成24年4月	
平成24年9月	
平成24年11月	

（参考）

旧日本輸出入銀行、旧海外経済協力基金、旧国際協力銀行、旧日本公庫JBICに係る沿革

年月	旧日本輸出入銀行に係る事項	年月	旧海外経済協力基金に係る事項
昭和25年12月 昭和27年4月	日本輸出入銀行設立 日本輸出入銀行から日本輸出入銀行へ名称を変更	昭和36年3月	政府出資を受けて日本輸出入銀行が別勘定にて運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継し、海外経済協力基金を設立
年月	旧国際協力銀行に係る事項		
平成11年4月	「国際協力銀行法」が公布		
平成11年10月 平成18年11月 平成19年9月 平成20年10月	国際協力銀行設立 （日本輸出入銀行と海外経済協力基金のすべての事業を承継） 「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」が成立 「国際協力銀行法」の改正法が施行（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の施行に伴い、特例業務として駐留軍再編促進金融業務を規定） 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、国際金融等業務につき株式会社日本政策金融公庫に統合、国際協力機構法に基づき、海外経済協力業務につき国際協力機構に統合。		
年月	旧日本公庫JBICに係る事項		
平成19年5月 平成20年10月 平成22年4月	「株式会社日本政策金融公庫法」及び駐留軍再編促進金融業務を規定する「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」が成立 「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、株式会社日本政策金融公庫を設立 国民生活金融公庫（現 国民生活事業）、農林漁業金融公庫（現 農林水産事業）、中小企業金融公庫（現 中小企業事業）及び（旧）国際協力銀行（うち国際金融等業務）（現 当行）の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継 「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」に基づき、日本政策金融公庫設立後も駐留軍再編促進金融業務は国際協力銀行の行う業務として承継 駐留軍再編促進金融業務にかかる特別勘定（駐留軍再編促進金融勘定）を設置		

3【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、平成25年3月31日現在、当行及び関連会社3社から構成されており、当行は当行法その他の法令により定められた以下の業務を行っております。

（目的）

当行は、日本政府100%出資の政策金融機関であり、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、以下に示した4つの分野について金融業務を行い、もって、日本及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

- ・日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進
- ・日本の産業の国際競争力の維持及び向上
- ・地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進
- ・国際金融秩序の混乱の防止またはその被害への対処

（企業理念、コーポレート・スローガン、行動原則）

当行は、当行法第1条に規定される目的の下、以下の「企業理念」、「コーポレート・スローガン」、「行動原則」を定め、業務を行っております。

・企業理念

国際ビジネスの最前線で、日本そして世界の未来を展きます。

現場主義：

海外プロジェクトの現場に密着し、早い段階から能動的な関与を行うことで、先駆的な付加価値を創造します。

顧客本位：

お客様の立場になって考え、その声を政策形成につなげることで、独自のソリューションを提供します。

未来志向：

安心で豊かな未来を見据え、高い専門性を発揮して、日本と世界の持続的な発展に貢献します。

・コーポレート・スローガン

日本の力を、世界のために。

Supporting Your Global Challenges

・行動原則

- 一、公益の追求。日本と国際社会への貢献、その使命を全うします。
- 一、顧客の満足。お客さまの立場で悩み、考え、そして行動します。
- 一、プロとしての責任。いかなる仕事にも、主体的に取り組めます。
- 一、果敢なるチャレンジ。失敗を怖れず、新たな価値を創造します。
- 一、スピードとコスト。効率を意識し、仕事の質を高めていきます。
- 一、チームワーク。仲間と心をひとつに、大きな成果を追求します。
- 一、倫理観と遵法精神。JBICの一員としてモラルを持ちつづけます。

（業務の区分及び内容）

当行は、以下の2つの業務について、業務ごとに経理を区分して運営しております。なお、駐留軍再編促進金融業務については、平成24年9月末において以下のとおり業務を終了しております。

（1）国際協力銀行業務

国際協力銀行業務は、当行の目的を果たすために以下を主要な業務として遂行しております。

(イ) 輸出金融：我が国プラント輸出の振興、我が国輸出者が他の先進諸国と競争する際の金融面での等しい競争条件の確保(注)を目的とし、日本企業が、発電・通信設備・船舶等のプラントや技術を海外に輸出する際に必要な資金の融資・保証

(注) 他の先進諸国においても公的輸出信用を利用しプラント等の輸出を政府が支援しております。

(ロ) 輸入金融：我が国への資源の安定供給確保等を目的に、石油・LNG・鉄鉱石などの重要物資を輸入する際に必要な資金の融資・保証。なお、資源関係以外については我が国への輸入が不可欠である航空機等に関し保証制度を活用

(ハ) 投資金融：我が国の海外事業活動の促進を目的に、日本企業が海外において、現地生産、資源開発など事業を行う際に必要な長期事業資金の融資・保証

(ニ) 事業開発等金融：外国政府、外国政府機関等が実施する日本の貿易、投資等、海外経済活動のための事業環境整備に貢献する事業や、高い地球環境保全効果を有する事業等に必要な資金の融資・保証

(ホ) プリッジローン：国際収支上の理由及び緊急の必要がある場合に、国際機関等が経済支援資金を供与するまでの間貸し付ける短期融資

(ヘ) 出資：海外において事業を行う日系合併企業や日本企業・国際機関が参加するファンド等に対する出資

(ト) 調査業務：上記の業務に必要な調査

(2) 駐留軍再編促進金融業務

当行は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(以下「駐留軍再編特措法」)に基づき、駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業(駐留軍移転促進事業)に係る資金の貸付等の業務のため、駐留軍再編促進金融業務に係る特別の勘定を設置し、同業務を行ってきました。

しかしながら、平成24年4月27日の日米安全保障協議委員会の共同発表において、日米両政府が、日本の財政的コミットメントが、「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の第1条に規定された直接的な資金の提供のみとなり、他の形態での財政支援は利用しないことを確認したことから、当行は、日本政府の意向を踏まえつつ、平成24年9月末を以って駐留軍再編促進金融業務を終了し、残余財産の国庫納付を以って、同年11月末に同勘定を廃止しております。

(経理の特徴)

(1) 区分経理、予算区分

当行は、駐留軍再編促進金融業務を行う場合には、国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務につき経理を区分し、それぞれ勘定(以下「業務勘定」という。)を設けて整理を行うこととされています(駐留軍再編特措法第18条の2)。また、当行が調達した資金は、かかる経理の区分に従って、業務勘定ごとに整理することになります(駐留軍再編特措法第18条の3)。収入支出予算も、業務ごとに区分され(駐留軍再編特措法第18条)、予算の目的外使用も禁止されております(当行法第23条)。

(2) 剰余金処分及び国庫納付

当行の剰余金の額の計算は、区分経理を行っているそれぞれの業務勘定において会社法(平成17年法律第86号)第446条を準用することとされております(駐留軍再編特措法第18条)。

当行は、毎事業年度の決算において計上した各業務勘定の剰余金の額が、

イ 零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3か月以内に国庫に納付しなければならないとされております（当行法第31条第1項）。

ロ 零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないとされております（同第2項）。

当行の剰余金は上記以外の方法をもって処分・配当を行ってはならないとされております（同第4項）。

なお、会社法第448条（準備金の額の減少）、会社法第449条（債権者の異議）、会社法第828条（会社の組織に関する行為の無効の訴え）第1項第5号及び第2項第5号は、上記の準備金の積み立て又は取り崩しの場合を除き、各業務勘定の準備金について準用され、当行全体としての準備金には適用されません。会社法第447条（資本金の額の減少）についても同様の扱いとなります（駐留軍再編特措法第18条）。

（日本国政府との関係）

（1）株式の政府保有

当行の発行済株式については、政府がその総数を常時保有することとされております（当行法第3条）。

（2）日本国政府による監督等

イ 監督

財務大臣は、当行を、当行法等の定めるところに従い監督し、当行に対してその業務に関し監督上必要な命令をすることができます（当行法第38条）。また、財務大臣は、必要があると認めるときは、当行（業務等を委託した法人を含む。）に対して報告を求め、又はその職員に、当行を検査させることができます（当行法第39条）。

なお、駐留軍再編促進金融業務については財務大臣及び防衛大臣の監督下で実施することとなります（駐留軍再編特措法第22条第1項）。

また、財務大臣は検査権限の一部を内閣総理大臣に委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します（当行法第40条）。

ロ 役員の選任及び解任等

当行の取締役又は監査役の選任及び解任の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力は生じません（当行法第6条第1項）。また、当行の代表取締役の選定及び解職の決議についても、財務大臣の認可を受けなければ、その効力は生じません（同第2項）。

ハ 定款の変更の決議

当行の定款の変更の決議は、財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません（当行法第41条）。

二 合併、会社分割、事業譲渡、解散等

当行を当事者とする合併、会社分割、事業譲渡、解散等については、当行が独自で決定することはできず、法律によって定められることになっております（当行法第42条）。

(3) 財務面の関与

イ 予算及び決算

(イ) 予算

当行の予算は、政府関係機関予算として、財務大臣に提出され、閣議決定後に国の予算の議決の例によって、国会において議決されます（当行法第16条）。また、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、外国為替資金借入金、社債、一般会計出資金、貸付金等）についても、予算に添付して国会に提出されます（当行法第17条）。

(ロ) 決算

当行は、財産目録を作成し、会社法第435条の規定に基づき作成する貸借対照表、損益計算書及び事業報告とともに、財務大臣に提出することとされており（当行法第26条）。

また、貸借対照表、損益計算書及び財産目録（以下「貸借対照表等」という。）の提出をした後は、予算の区分に従い決算報告書を作成し、監査役の意見を付して財務大臣に提出することとされており、決算報告書は財務大臣により貸借対照表等を添えて内閣に送付され（当行法第27条）、会計検査院の検査を経て国会に提出されます（当行法第28条、第29条）。

ロ 政府からの借入れ及び政府保証債の発行

当行は、政府から借入れをすることができます（当行法第32条）。

また、政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定にかかわらず、予算をもって定める金額の範囲内において、当行の社債に係る債務について、保証契約をすることができます（当行法第35条）。

ハ 借入金及び社債発行等の制限

当行は、各事業年度、社債発行の基本方針を策定して包括的に財務大臣の認可を受けております（当行法第33条）。なお、駐留軍再編促進金融業務については、社債（政府保証債を含む。）の発行が禁止されております（駐留軍再編特措法第20条）。

当行の短期借入金、政府からの借入金及び社債の元本額の合計は、当行の資本金及び準備金の合計額の10倍を超えてはならない（社債の借換えに必要な場合は除く）こととされています（本行法第33条第6項、第7項）。

二 出資金

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当行に出資することができます（当行法第4条）。

ホ 検査

(イ) 会計検査院の検査

当行に対しては、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第20条及び第22条に基づき、会計検査院による検査が行われております。検査結果は、毎年一回会計検査院から内閣を経由して国会に提出されます。

(ロ) 財務大臣の検査

当行に対しては、財務大臣による検査が行われます（当行法第39条）。

(ハ) 金融庁の検査

当行に対しては、金融庁による検査が行われます。財務大臣は、当行法第39条に規定する検査権限の一部を内閣総理大臣へ委任することができ、内閣総理大臣は当該委任を受けた権限を金融庁長官に委任します（当行法第40条）。

4【関係会社の状況】

(平成25年3月31日現在)

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	当行との関係内容				
					役員の兼任等(人)	資金援助	営業上の取引	設備の賃貸借	業務提携
(関連会社) IFC Capitalization (Equity) Fund, L.P.	アメリカ合衆国デラウェア州	841,019 千米ドル	その他事業(投資業)	39.22	-	-	-	-	-
(関連会社) IFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund, L.P.	アメリカ合衆国デラウェア州	172,500 千米ドル	その他事業(投資業)	86.96	-	-	-	-	-
(関連会社) Credit Guarantee and Investment Facility	フィリピン共和国マニラ市	700,000 千米ドル	ASEAN+3域内企業の社債に対する保証供与	28.57	-	-	-	-	-

(注) 関連会社「IFC Capitalization (Subordinated Debt) Fund, L.P.」は、記載の議決権の所有割合を有しておりますが、当行が事業の方針等の決定に対して関与し得る影響は、出資契約上一部に限定されることから、関連会社としております。

5【従業員の状況】

当行の従業員数

(平成25年3月31日現在)

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
664	38.43	12.77	7,422

- (注) 1. 従業員数は、当行から社外への出向者を除き、社外から当行への出向者を含んでおります。
また海外の現地採用者を含み、臨時従業員を含んでおりません。
なお、臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
2. 平均年齢及び平均勤続年数は、社外から当行への出向者及び海外の現地採用者を含んでおりません。
3. 当行の従業員組合は、株式会社国際協力銀行組合と称し、組合員数は362人であります。労使間においては、特筆すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国を取り巻く国際経済は、欧州債務問題を端緒とする世界的な景気後退懸念及び信用収縮懸念等から、依然として予断を許さない状況が続いております。また、我が国経済においては、東日本大震災からの復興に向けて経済活動が活性化する一方で、電力需給の問題や為替変動による不確実性等から、引き続き注視を要する状況が続いております。かかる状況下、当行は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、日本の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、国際金融秩序の混乱の防止またはその被害への対処、に資する出融資保証等案件への積極的な対応を行ってまいりました。

こうした取組の結果、当事業年度の当行全体の出融資保証承諾実績は、4兆2,409億円となりました（参考：旧日本公庫JBICにおける前事業年度比2兆6,450億円増加）。

また、損益の状況につきまして、当事業年度の経常収益は、貸出金利息等による資金運用収益1,679億円等を計上した結果、2,172億円となりました。一方、経常費用は、借入金利息等の資金調達費用1,195億円等を計上した結果、1,537億円となりました。この結果、経常利益は635億円となり、特別損益を含めた当期純利益は635億円となりました。

当行は、当行法第11条及び駐留軍再編特措法第16条に定められた業務に応じた各勘定を設けて区分経理を行ってきたため、以下では業務ごとに、事業の経過及びその結果を記載しております。

〔国際協力銀行業務〕

当期の国際協力銀行業務におきましては、平成23年8月24日に日本政府が発表した「円高対応緊急パッケージ」、同年10月21日に閣議決定された「円高への総合的対応策」及び平成24年11月30日に閣議決定された「日本再生加速プログラム」を受けて、日本企業による海外M&Aの促進、資源・エネルギーの確保・開発の促進、中堅・中小企業の輸出等の支援及び海外事業安定化支援を対象として設置された「円高対応緊急ファシリティ」の下で、豪州の天然ガス・LNG開発プロジェクトやチリの銅鉱山権益取得、アラブ首長国連邦からの原油輸入に係る貸付等、我が国企業による資源権益の取得・開発を支援したほか、英国における航空機リース事業の買収支援、本邦金融機関向けクレジットラインを通じた日本企業による米国の生損保会社、空調機器事業会社、英国の食品会社、スイスの紡績系品質測定機器等製造販売会社の買収案件等を支援しました。なお、平成25年3月31日をもって期限を迎えた「円高対応緊急ファシリティ」は、「海外展開支援融資ファシリティ」（平成25年4月1日運用開始）として、支援対象分野を拡充の上、発展的に改編され、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成25年1月11日閣議決定）を踏まえて設置した「海外展開支援出資ファシリティ」（平成25年2月26日運用開始）と併せて、当行は、本邦企業の海外展開を一層支援していくこととなりました。

上記のほか、日本企業が出資参画する英国での都市間高速鉄道計画や、カナダでの再生可能エネルギー発電事業に対する支援を通じてインフラの海外展開を支援したことに加え、モロッコにおける石炭火力発電プロジェクトやカザフスタン共和国における製油所近代化プロジェクトに必要な日本からの機器・役務の輸出等に対する支援を通じ、日本企業の国際競争力の維持・向上に貢献しました。また、ミャンマー連邦共和国政府に対して、同国のアジア開発銀行及び世界銀行グループ（国際開発協会）に対する延滞債務解消のためのブリッジローンの供与を通じて、同国の国際金融市場への復帰を支援しました。こうした取組の結果、当期の国際協力銀行業務における出融資保証承諾額は4兆2,409億円となりました（参考：旧日本公庫JBIC・同業務における前事業年度比2兆6,450億円増加）。

また、損益の状況につきまして、当事業年度は、円高対応緊急ファシリティによる本邦企業の海外M&Aの促進支援や重要資源の海外における開発・取得支援への取組等により、貸出金利息等の資金運用収益1,679億円等を計上した結果、経常収益は2,170億円となりました（参考：旧日本公庫JBIC・同業務における前事業年度比153億円増加）。一方、借入金利息等の資金調達費用1,195億円等を計上した結果、経常費用は1,536億円となりました（参考：旧日本公庫JBIC・同業務における前事業年度比90億円増加）。結果、経常利益は633億円（参考：旧日本公庫JBIC・同業務における前事業年度比62億円増加）となり、特別損益を含めた当期純利益は633億円となりました（参考：旧日本公庫JBIC・同業務における前事業年度比108億円増加）。

〔駐留軍再編促進金融業務〕

当事業年度の駐留軍再編促進金融業務におきましては、駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要な事業に係る資金の貸付け等に関連して必要な業務を行いました。

なお、前事業年度末及び当事業年度末においては、資金の貸付け等を行っておりません。

また、損益の状況につきまして、当事業年度は、政府交付金収入が2億円（参考：旧日本公庫JBIC・駐留軍再編促進金融業務における前事業年度比15百万円減少）となり、経常収益は2億円（参考：旧日本公庫JBIC・同業務における前事業年度比14百万円減少）となりました。一方で、経常費用は42百万円（参考：旧日本公庫JBIC・同業務における前事業年度比172百万円減少）となった結果、当期純利益は2億円（参考：旧日本公庫JBIC・同業務における前事業年度比157百万円増加）となりました。

（２）キャッシュ・フロー

当事業年度のキャッシュ・フローにつきまして、営業活動によるキャッシュ・フローは、円高対応緊急ファシリティへの取組に伴う借入金増加等により、138億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等により、330億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入等により、423億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、231億円となりました。

(3) 業務の種類別の業績
業務別の財産及び損益等の状況
(前事業年度)

(単位：百万円)

	国際協力銀行 業務	駐留軍再編促 進金融業務
経常収益	201,695	271
経常利益	57,107	57
当期純利益	52,515	57
資本金	1,291,000	-
純資産額	2,294,786	57
総資産	12,693,182	181
貸出金残高	8,110,356	-
支払承諾(注) 2 . (支払承諾見返)	2,378,325	-
備 考	(注) 3 .	-

(注) 1 . 上記の各業務別の数値は、旧日本公庫JBICにおける数値であり、金融商品取引法に基づく監査法人の監査は受けておりません。また、旧日本公庫JBICにおける国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務では、両勘定間の合算を行っておりません。

2 . 旧日本公庫JBICの保証債務にかかる貸借対照表計上額であります。

3 . 上記数値以外に、各業務において重要性が高いと考えられる科目は、以下のとおりであります。

(国際協力銀行業務)

有価証券：当該業務の有価証券の保有残高 74,108百万円

(当事業年度)

(単位：百万円)

	国際協力銀行 業務	駐留軍再編促 進金融業務	消去	合計
経常収益	217,040	257	5	217,291
経常利益	63,368	214	-	63,583
当期純利益	63,370	214	-	63,585
資本金	1,360,000	-	-	1,360,000
純資産額	2,346,738	-	-	2,346,738
総資産	14,430,245	-	-	14,430,245
貸出金残高	10,555,128	-	-	10,555,128
支払承諾(注) 2 . (支払承諾見返)	2,400,699	-	-	2,400,699
備 考	(注) 3 .	-	-	-

(注) 1 . 上記の各業務別の数値は、金融商品取引法に基づく監査法人の監査は受けておりません。

2 . 当行の保証債務にかかる貸借対照表計上額であります。

3 . 上記数値以外に、各業務において重要性が高いと考えられる科目は、以下のとおりであります。

(国際協力銀行業務)

有価証券：当該業務の有価証券の保有残高 122,181百万円

国際協力銀行業務

ア 収支の状況

種類	期別	金額（百万円）
資金運用収支	前事業年度	58,742
	当事業年度	48,436
うち資金運用収益	前事業年度	176,852
	当事業年度	167,947
うち資金調達費用	前事業年度	118,110
	当事業年度	119,510
役務取引等収支	前事業年度	13,115
	当事業年度	21,860
うち役務取引等収益	前事業年度	14,221
	当事業年度	23,288
うち役務取引等費用	前事業年度	1,105
	当事業年度	1,427
その他業務収支	前事業年度	6,110
	当事業年度	8,574
うちその他業務収益	前事業年度	-
	当事業年度	9,171
うちその他業務費用	前事業年度	6,110
	当事業年度	597

（注）上記の前事業年度の数値は、旧日本公庫JBICにおける数値であります。

イ 資金運用 / 調達の状況

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額（百万円）	金額（百万円）	（％）
資金運用勘定(注2)	前事業年度	9,185,148	176,852	1.93
	当事業年度	9,908,559	167,947	1.70
うち貸出金	前事業年度	8,060,635	122,206	1.52
	当事業年度	8,630,420	132,408	1.53
うち有価証券	前事業年度	79,199	75	0.09
	当事業年度	99,610	441	0.44
うち買現先勘定	前事業年度	518,796	491	0.09
	当事業年度	713,481	671	0.09
うち預け金	前事業年度	526,515	1,088	0.21
	当事業年度	461,807	1,232	0.27
資金調達勘定(注3)	前事業年度	8,059,530	118,110	1.47
	当事業年度	8,384,335	119,510	1.43
うち社債	前事業年度	2,628,073	61,859	2.35
	当事業年度	2,222,932	55,476	2.50
うち借入金	前事業年度	5,265,321	56,117	1.07
	当事業年度	5,874,376	63,797	1.09

（注）1．上記の前事業年度の数値は、旧日本公庫JBICにおける数値であります。

2．資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。また、平均残高は金融商品等差入担保金を含む数値であります。

3．資金調達勘定の平均残高は、金融商品等受入担保金を含む数値であります。

ウ 業種別貸出金残高の状況

種類	平成24年 3月31日現在		平成25年 3月31日現在	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内	2,780,400	34.25	3,755,812	35.56
製造業	347,339	4.28	297,487	2.82
農業	-	-	-	-
林業	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-
鉱業	210,643	2.59	280,876	2.66
建設業	3,383	0.04	2,628	0.02
電気・ガス・熱供給・水道業	224,783	2.77	327,458	3.10
情報通信業	1,800	0.02	1,400	0.01
運輸業	51,545	0.63	41,636	0.39
卸売・小売業	589,060	7.26	857,525	8.12
金融・保険業	1,334,999	16.44	1,901,498	18.00
不動産業	-	-	-	-
各種サービス業	16,843	0.21	45,300	0.43
地方公共団体	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
海外	5,338,189	65.75	6,807,548	64.44
海外円借款、国内店名義現地貸	5,338,189	65.75	6,807,548	64.44
合計	8,118,589	100.00	10,563,360	100.00

（注）１．平成24年 3月31日現在の数値は、旧日本公庫JBICにおけるものであります。

２．業種区分は、国際協力銀行業務におけるものであります。

３．上記数値は、償却実施前の計数であり、前事業年度末及び当事業年度末における償却実施残高は8,232百万円であります。

４．「国内店名義現地貸」とは非居住者に対して外貨又は円貨で貸付けを行う場合を指しております。

エ 国別融資残高状況

国名	平成24年 3月31日現在		国名	平成25年 3月31日現在	
	金額 （百万円）	残高に占める 割合（％）		金額 （百万円）	残高に占める 割合（％）
インドネシア	721,143	8.88	チリ	768,015	7.27
ブラジル	602,899	7.43	インドネシア	727,656	6.89
ロシア	557,040	6.86	ブラジル	668,523	6.33
アラブ首長国連邦	471,218	5.80	オーストラリア	617,277	5.84
オーストラリア	327,221	4.03	アメリカ	572,862	5.42
サウジアラビア	310,641	3.83	アラブ首長国連邦	557,627	5.28
カタール	251,949	3.10	ロシア	525,509	4.97
アメリカ	249,770	3.08	サウジアラビア	326,503	3.09
ベネズエラ・ボリバル	234,807	2.89	アイルランド	318,923	3.02
フィリピン	218,121	2.69	カタール	305,528	2.89
その他	4,173,775	51.41	その他	5,169,888	48.94
合 計	8,118,589	100.00	合 計	10,563,360	100.00

（注）１．平成24年 3月31日現在の数値は、旧日本公庫JBICにおけるものであります。

２．原則としてプロジェクトの所在国（輸出金融の場合は輸入者の所在国、輸入金融の場合は輸出者の所在国、その他の場合はプロジェクトや事業の所在国）により地域別分類を行っております。

３．上記数値は償却実施前の計数であり、前事業年度末及び当事業年度末における償却実施残高は8,232百万円であります。

オ 有価証券の状況

種類	平成24年３月31日現在残高	平成25年３月31日現在残高
	金額（百万円）	金額（百万円）
国債	-	-
地方債	-	-
社債	-	-
株式	-	-
その他の証券	74,108	122,181
合計	74,108	122,181

（注）平成24年３月31日現在の数値は、旧日本公庫JBICにおけるものであります。

(参考) 自己資本比率の状況

当行及び各業務は、いずれも銀行法の適用を受けませんが、国際協力銀行業務では、自己資本比率（国際統一基準／バーゼル）を算出しております。なお、本自己資本比率の算出に際しては、国際統一基準／バーゼルを適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

項目		平成24年 3 月31 日現在	平成25年 3 月31 日現在
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 （Tier 1）	資本金、剰余金	2,115,522	2,211,685
	国庫納付金	26,257	31,685
	その他有価証券評価差損	1,825	2,221
	計（A）	2,087,438	2,182,221
補完的項目 （Tier 2）	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	-	-
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金 （但、（E）の1.25%が上限）	19,946	32,612
	負債性資本調達手段等	-	-
	うち永久劣後債務	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	-	-
	計	19,946	32,612
	うち自己資本への算入額（B）	19,946	32,612
控除項目	控除項目（C）	-	-
自己資本額	（A）＋（B）－（C）（D）	2,107,385	2,214,834
リスク・ アセット等	資産（オン・バランス）項目	8,629,296	10,846,719
	オフ・バランス取引等項目	218,807	81,952
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額	131,069	135,577
	計（E）	8,979,173	11,064,248
自己資本比率（国際統一基準／バーゼル） ＝（D）／（E）×100（％）		23.47	20.02
（参考）Tier 1 比率＝（A）／（E）×100（％）		23.25	19.72

（注）平成24年 3 月31日現在の数値は、旧日本公庫JBICにおけるものであります。

駐留軍再編促進金融業務
記載すべき事項はありません。

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、当行における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当行における具体的な対処すべき課題は、以下のとおりです。

< 中期経営計画（平成24～26年度）の推進 >

当行は、当行法で規定されている目的及び企業理念を踏まえ、平成24年度より、中期経営計画（平成24～26年度）をスタートしております。当行は、以下イの基本方針の下、以下ロの「分野別業務戦略（6戦略）」及び以下ハの「基本戦略（8戦略）」を進めていきます。

この中期経営計画は、当行として中期的に取り組むべき経営課題を明確にし、重点的に取り組むべき戦略とこれらに対する課題（アクションプラン）を設定するものです。また、中期経営計画において設定された課題（アクションプラン）に対し、各年度に取り組むべき具体的な目標を、事業運営計画として設定しています。かかる中期経営計画及び事業運営計画のPDCAサイクルの実践を通じて、政策金融機関としての使命と役割を適切に果たすべく、取り組んでいきます。

イ 中期経営計画における基本方針

< 業務 >

案件形成段階に深く関与しつつ、独自の付加価値をもって、戦略的に案件を実現し、日本と世界の経済成長に貢献。

< 組織 >

我が国企業のニーズを的確に汲み取り、政策実現に向けて、「機動性」・「専門性」・「対外交渉力」の強化を追求。

< 財務 >

案件の高リスク化・長期化・大型化に対応したリスク管理の高度化及び財務基盤の維持・強化を実現。

ロ 中期経営計画における分野別業務戦略（6戦略）及び課題（アクションプラン）

戦略項目	課題（アクションプラン）
我が国資源政策・計画等を踏まえた資源の開発及び取得の支援	・円高メリット活用等の政府施策や震災後の環境変化も踏まえた上流資源権益取得・開発支援及び資源の安定調達の支援
地球環境保全分野における着実な支援	・再生可能エネルギー・省エネルギー・高効率発電案件等環境関連案件の着実な案件実現
インフラ案件等の海外展開支援	・我が国企業のインフラ海外展開案件の積極的支援 ・戦略性の高い案件形成支援の取組強化
中堅・中小企業支援の一層の充実	・積極的な支援の取組推進 ・セミナー・相談会等情報提供機会の充実
我が国企業の戦略的な海外事業活動支援	・我が国企業による海外市場獲得戦略・サプライチェーンの維持・強化等の支援 ・円高メリット活用等の政府施策も踏まえたM&A支援
国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処	・機動的・効果的な国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処

八 中期経営計画における基本戦略（８戦略）及び課題（アクションプラン）

戦略項目	課題（アクションプラン）
民間金融機関との連携（民業補完の徹底）	・適切な協調融資の実施を含む民間金融機関との戦略的な連携の推進
出資等の多様な支援ツールの効果的な活用	・出資の積極的活用 ・保証等の効果的な活用 ・現地通貨ファイナンスの取組推進 ・プロジェクトファイナンス・ストラクチャードファイナンスベースでの案件推進
公的ステータスを活かした対外交渉力の発揮	・外国政府、政府機関等との関係強化、国際機関/他国公的機関等との連携の推進と対外交渉力の発揮
機動的かつ効率的なオペレーションの実施	・経営リソース配分における戦略性及び機動性の向上 ・業務フロー改善等に基づく効率的な組織運営 ・組織インフラの高度化
組織の専門性強化のための取り組み	・高付加価値を提供できる人材の確保・育成 ・戦略的な情報収集・発信機能の強化
自律的な組織運営	・顧客ニーズに即した組織運営 ・情報公開・広報活動の推進 ・法令等遵守に関する取り組みの徹底
戦略的業務展開の推進に対応したリスク管理	・戦略的業務展開の推進に伴う主要リスクの適切な審査及び管理・評価体制の整備・高度化の推進
適正な損益水準及び安定的な財務体質の維持	・適正な損益水準の確保 ・財務的安定性の維持 ・国際会計基準への対応

４【事業等のリスク】

当行の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。なお、当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める所存であります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 日本国政府の政策等について

当行は、当行法により、政府が当行の発行済株式の総数を常時保有する旨が定められているほか、前述（第1企業の概況 3事業の内容）のとおり、政府の監督や財務面の関与を受ける旨等が定められております。また、当行の業務運営は国の政策に基づき行われており、民間金融機関では対応が困難な分野を補完し、政策金融を機動的に実施する役割を有しております。今後においても、当行の業務運営、経営成績及び財政状態は、日本国政府の政策に影響を受けることとなります。

なお、以下の点についても留意が必要となります。

経済対策等への対応による影響について

平成20年秋以降の世界的な金融・経済危機や円高の進行を受けて、政府が実施した累次の経済対策等への取組に伴い、パッケージ型インフラ海外展開支援や円高対応緊急ファシリティによる海外M&A及び資源開発・権益確保の推進等、政府系金融機関として機能の発揮に努めました。さらに、平成25年4月より、円高対応緊急ファシリティを発展的に改編した海外展開支援ファシリティを実施しております。

こうした経済対策等の実施に伴う予算措置等により、日本国政府による出資の受入や政府借入、政府保証債等の発行による多額の資金調達等を行うことがあり、当行の財政状態に影響が及ぶ可能性があります。

法的規制等について

当行は、会社法及び当行法に基づく特殊会社であり、その運営においては同法及び関連法令等の規制を受けております。また、当行を当事者とする合併、会社分割、事業譲渡、解散等については、法律において定めることになっております。従って、将来において、当該法的規制等に変化が生じた場合には当行の運営その他に影響を及ぼす可能性があります。

独立行政法人国際協力機構及び株式会社日本政策金融公庫との連帯債務について

平成24年4月1日以降、株式会社日本政策金融公庫発足前の旧国際協力銀行が発行した債券については、当行及び独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が連帯して債務を負い、当該債券の保有者は、当行及びJICAの財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することになります。また、当行の成立時までには株式会社日本政策金融公庫が発行した社債については、分離後の当行及び同公庫が連帯して債務を負い、当該社債の保有者は、当行及び同公庫の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有することになります。

(2) 業務におけるリスクについて

当行の各業務においては、信用リスク、市場リスク及び流動性リスクを含む業務ごとの特性を考慮したリスク管理方針及び手続を策定し、これを円滑に実施する体制を構築しております。

しかしながら、リスク管理においてすべての予期せぬリスクを管理することは困難であり、当行の各業務において何らかの想定外の事象が生じた場合には、当行の業務運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、業務において主たるリスクと認識している事項は、以下のとおりであります。

ア 信用リスク

出融資保証等の業務を行っている当行においては、与信先の信用状態の悪化等により、債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被る可能性があります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引の支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのものが多く、従って与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいことが特徴となっております。

従って、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等につき大幅に悪化した場合には、当行の不良債権や与信関係費用が増加する可能性があります。

(注) ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク (コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク)、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

イ 市場リスク

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されております。

市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。当行においては、以下の対応を推進することにより、当該リスクが顕在化した場合の影響を極小化しております。

(為替リスク)

当行では、外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ等を利用し、為替レートの変動により損失を被るリスクを原則としてフルヘッジする方針をとっております。

(金利リスク)

市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

() 円貨貸付業務においては、主として固定金利での資金管理を行っておりますが、当業務においては、現状、貸付・調達の間がおおむね一致しており、金利リスクは限定的となっております。また、金利変動リスクの影響が大きいと考える部分では、金利スワップ等により金利リスクヘッジを行っております。

() 外貨貸付業務においては金利スワップ等を利用して、貸付・調達ともに原則として変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクをヘッジしております。

ウ 流動性リスク

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、外国為替資金、政府保証外債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しており、流動性リスクは限定的と考えます。また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めていますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

エ オペレーショナル・リスク

(事務リスク)

当行は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。

当行では、マニュアルの整備、事務手続におけるチェックの徹底、システム化推進などを通じ、適正な事務処理の確保に努めておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

(システムリスク)

当行は、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクを負っております。

当行では、システム障害及び顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、緊急的なシステム停止への対応策としてコンティンジェンシープランを策定の上、訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っておりますが、不測の事態等においてそれに応じた損失が発生する可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

(1) 経営成績の分析

主な収支

当事業年度は、資金運用収支が484億円の黒字、役務取引等収支が218億円の黒字、その他業務収支が85億円の黒字となり、粗利益は788億円の黒字となりました。これから営業経費175億円を控除した結果、実質業務純益は613億円の黒字となりました。特別損益等を含めた当期純利益は635億円となりました。

	当事業年度 (平成25年3月期)
資金運用収支(億円)	484
資金運用収益(億円)	1,679
資金調達費用(億円)	1,195
役務取引等収支(億円)	218
役務取引等収益(億円)	232
役務取引等費用(億円)	14
その他業務収支(億円)	85
その他業務収益(億円)	91
その他業務費用(億円)	5
粗利益(億円) (= + +)	788
営業経費(億円)	175
実質業務純益(億円)	613
政府交付金収入(億円)	2
その他経常収支(億円)	20
その他経常収益(億円)	166
その他経常費用(億円)	146
経常利益(億円)	635
特別損益(億円)	0
当期純利益(億円)	635

与信関係費用

当事業年度の与信関係費用は、すべて国際協力銀行業務から生じており、旧日本公庫JBIC・同業務における前事業年度比204億円増の100億円となりました。

	前事業年度 (平成24年3月期)	当事業年度 (平成25年3月期)	増減
貸倒引当金繰入額(は戻入益)(億円)	101	146	247
一般貸倒引当金繰入額(は戻入益)(億円)	100	126	227
個別貸倒引当金繰入額(は戻入益)(億円)	-	-	-
特定海外債権引当勘定(は戻入益)(億円)	0	19	20
貸出金償却(億円)	-	-	-
株式等償却(億円)	-	-	-
国債等債券償却(億円)	-	-	-
償却債権取立益(億円)	2	45	43
与信関係費用(億円)(注) (= + + + -)	103	100	204

(注) 前事業年度の数値は、旧日本公庫JBIC・同業務におけるものであります。

(2) 財政状態の分析

貸出金

当事業年度末の貸出金残高は、すべて国際協力銀行業務勘定のもので、10兆5,551億円となりました（参考：旧日本公庫JBIC・国際協力銀行業務における前事業年度末比2兆4,447億円増加）。

	前事業年度末 (平成24年3月末)	当事業年度末 (平成25年3月末)	増減
貸出金残高(末残)(億円)	81,103	105,551	24,447
うちリスク管理債権(億円)	1,847	2,451	604

(注) 前事業年度末の数値は、旧日本公庫JBICにおけるものであります。

○ リスク管理債権の状況

ア 国際協力銀行業務

債務者区分	前事業年度末 (平成24年3月末)	当事業年度末 (平成25年3月末)	増減
破綻先債権額(億円)	-	-	-
延滞債権額(億円)	1,015	961	54
3ヵ月以上延滞債権額(億円)	1	690	688
貸出条件緩和債権額(億円)	830	799	30
合計(億円)	1,847	2,451	604

貸出金残高(末残)(億円)	81,103	105,551	24,447
貸出金残高比(%)	2.28	2.32	0.04

(注) 前事業年度末の数値は、旧日本公庫JBICにおけるものであります。

イ 駐留軍再編促進金融業務

平成24年3月31日現在においてリスク管理債権の残高はなく、駐留軍再編促進金融業務の終了に伴い、平成24年11月30日付で駐留軍再編促進金融勘定を廃止しました。

(参考) 金融再生法開示債権の状況

当行は、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号））の適用はありませんが、民間金融機関の基準に準じて算出したものであります。

ア 国際協力銀行業務

債務者区分	前事業年度末 (平成24年3月末)	当事業年度末 (平成25年3月末)	増減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(億円)	6	-	6
危険債権(億円)	1,009	961	47
要管理債権(億円)	831	1,490	658
合計(A)(億円)	1,847	2,451	604
正常債権(億円)	103,354	127,448	24,093

総与信残高(末残)(億円)	105,202	129,899	24,697
総与信残高比(%)	1.76	1.89	0.13

貸倒引当金(B)(億円)	897	1,020	122
引当率(B/A×100)(%)	48.56	41.61	6.95

(注) 1. 前事業年度末の数値は、旧日本公庫JBICにおけるものであります。

2. 正常債権に対する一般貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定は含んでおりません。

イ 駐留軍再編促進金融業務

平成24年3月31日現在において金融再生法開示債権の残高はなく、駐留軍再編促進金融業務の終了に伴い、平成24年11月30日付で駐留軍再編促進金融勘定を廃止しました。

政府からの交付金及び出資金

当事業年度における政府からの交付金収入は、国際協力銀行業務が零、駐留軍再編促進金融業務が2億円となりました。

また、当事業年度における政府からの出資金として、海外展開支援出資ファシリティの創設にあたり、国際協力銀行業務において690億円を受け入れております。

(3) キャッシュ・フローの分析

当事業年度のキャッシュ・フローにつきまして、営業活動によるキャッシュ・フローは、円高対応緊急ファシリティへの取組に伴う借入金増加等により、138億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等により、330億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、株式の発行による収入等により、423億円の収入となりました。以上の結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、231億円となりました。

ア 営業活動によるキャッシュ・フロー (単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月期)	当事業年度 (平成25年3月期)	増減
国際協力銀行業務	166,257	13,560	179,817
駐留軍再編促進金融業務	61	266	204
合計	-	13,826	-

(注) 前事業年度の数値は、旧日本公庫JBICにおけるものであり、旧日本公庫JBICにおける国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務では、両勘定間の合算を行っておりません。

イ 投資活動によるキャッシュ・フロー (単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月期)	当事業年度 (平成25年3月期)	増減
国際協力銀行業務	1,833	33,031	31,197
駐留軍再編促進金融業務	-	0	0
合計	-	33,030	-

(注) 前事業年度の数値は、旧日本公庫JBICにおけるものであり、旧日本公庫JBICにおける国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務では、両勘定間の合算を行っておりません。

ウ 財務活動によるキャッシュ・フロー (単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月期)	当事業年度 (平成25年3月期)	増減
国際協力銀行業務	170,453	42,624	127,829
駐留軍再編促進金融業務	240	266	25
合計	-	42,358	-

(注) 前事業年度の数値は、旧日本公庫JBICにおけるものであり、旧日本公庫JBICにおける国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務では、両勘定間の合算を行っておりません。

エ 現金及び現金同等物の残高 (単位：百万円)

	前事業年度末 (平成24年3月期)	当事業年度末 (平成25年3月期)	増減
国際協力銀行業務	475,678	23,154	452,524
駐留軍再編促進金融業務	180	-	180
合計	-	23,154	-

(注) 1. 前事業年度の数値は、旧日本公庫JBICにおけるものであり、旧日本公庫JBICにおける国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務では、両勘定間の合算を行っておりません。

2. 現金及び現金同等物の範囲は、前事業年度については現金及び流動性預け金、当事業年度については、現金及び日銀預け金としております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資等の概要は以下のとおりです。

(1) 設備投資の総額

国際協力銀行業務では情報システム関連投資等を実施しました。その結果、設備投資の総額は799百万円となりました。

駐留軍再編促進金融業務では記載すべき重要な設備投資はありません。

(2) 処分（売却及び除却）した設備の総額

当事業年度において重要な設備の処分はありません。

2【主要な設備の状況】

当事業年度末における当行の主要な設備は、以下のとおりです。

(1) 国際協力銀行業務

店舗名 その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
			面積(m ²)	帳簿価額(百万円)				
本店ほか	東京都千代田区等	事務所・舎宅等	27,278	24,694	3,166	301	28,162	664

(注) 1. 動産は、事務機器等のその他有形固定資産です。

(2) 駐留軍再編促進金融業務

主要な設備の状況について、記載すべき事項はありません。なお、駐留軍再編促進金融業務の終了に伴い、平成24年11月30日付で駐留軍再編促進金融勘定を廃止しました。

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在において計画中である主要な設備の新設・除却等は、以下のとおりです。

(1) 国際協力銀行業務

新設・改修等

店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
本店ほか	東京都千代田区等	改修等	事務所・情報システム等	2,271	851	自己資金	-	-

(注) 既支払額は平成24年4月から平成25年3月までのものです。

(2) 駐留軍再編促進金融業務

該当事項はありません。なお、駐留軍再編促進金融業務の終了に伴い、平成24年11月30日付で駐留軍再編促進金融勘定を廃止しました。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	5,164,000,000,000
計	5,164,000,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,360,000,000,000	1,360,000,000,000	非上場	権利内容になんら限定のない 当行における標準的な株式で あります。なお、単元株制度は 採用しておりません。
計	1,360,000,000,000	1,360,000,000,000	-	-

(注) 当行法第3条の規定に基づき、当行の発行済株式の総数は、政府が保有することとされております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本剰余金 増減額 (百万円)	資本剰余金 残高 (百万円)
平成24年 4月1日～ 平成25年 3月27日 (注1)	-	1,291,000,000,000	-	1,291,000	-	-
平成25年3月 28日	69,000,000,000	1,360,000,000,000	69,000	1,360,000	-	-

(注) 1. 当行の定款附則第3条に基づき、設立時において、資本金は1,291,000百万円、資本準備金は0円としております。

(6) 【所有者別状況】

(平成25年 3月31日現在)

区分	株式の状況								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	1	-	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数（株）	1,360,000,000,000	-	-	-	-	-	-	1,360,000,000,000	-
所有株式数の割合（％）	100.00	-	-	-	-	-	-	100.00	-

(注) 1. 定款において1単元の株式数の定めはありません。

(7) 【大株主の状況】

(平成25年 3月31日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞ヶ関三丁目1番1号	1,360,000,000,000	100.00
計	-	1,360,000,000,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成25年 3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式1,360,000,000,000	1,360,000,000,000	株主として権利内容になんら限定のない株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	普通株式1,360,000,000,000	-	-
総株主の議決権	-	1,360,000,000,000	-

(注) 議決権の数については、定款において1単元の株式数の定めがないことから、株式数をもって議決権の数としております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当行は、当行法第31条に基づき、配当の制限を受けており、配当を実施しておりません。

当行は、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が、

零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後3か月以内に国庫に納付しなければならないとされており、

零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないとされており、

なお、国庫納付につきましては、平成24年6月29日に国際協力銀行業務について26,257百万円、同年6月28日に駐留軍再編促進金融業務について57百万円の国庫納付をそれぞれ実施しております（ただし、平成24年4月1日付の当行開始貸借対照表上、平成23年度決算に基づく国庫納付額相当の利益剰余金を未払金に振替えているため、当該国庫納付額は平成24年度の株主資本等変動計算書には計上されておりません。）。また、当事業年度の決算においては、平成25年6月26日に31,685百万円の国庫納付を実施しております。

その他、駐留軍再編促進金融勘定の廃止に際して、平成24年11月末に同勘定の残余財産209百万円の国庫納付を実施しております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

当行株式は、金融商品取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって該当事項はありません。

(2)【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

当行株式は、金融商品取引所に上場されておりません。また、店頭売買有価証券として金融商品取引業協会に登録されておりません。よって該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
代表取締役 総裁	-	奥田 碩	昭和7年12月29日生	昭和30年4月 トヨタ自動車販売株式 会社入社 平成7年8月 トヨタ自動車株式会社 取締役社長 平成11年6月 同 取締役会長 平成18年6月 同 取締役相談役 平成20年6月 同 相談役 平成24年4月 当行代表取締役総裁 (現職)	(注)1.	-
代表取締役 副総裁	-	渡辺 博史	昭和24年6月26日生	昭和47年4月 大蔵省入省 平成16年7月 財務官 平成20年4月 一橋大学大学院商学研 究科教授 平成20年10月 株式会社日本政策金融 公庫代表取締役副総裁 ・国際協力銀行経営責 任者 平成24年4月 当行代表取締役副総裁 (現職)	(注)1.	-
代表取締役 専務取締役	-	星 文雄	昭和22年5月14日生	昭和48年4月 日本輸出入銀行入行 平成16年10月 国際協力銀行 理事 平成20年10月 株式会社日本政策金融 公庫取締役 平成23年6月 同 代表取締役常務取締 役 平成24年4月 当行代表取締役専務取 締役(現職)	(注)1.	-
取締役	資源・環境ファイ ナンス部門長	矢島 浩一	昭和30年7月27日生	昭和54年4月 日本輸出入銀行入行 平成20年10月 株式会社日本政策金融 公庫国際協力銀行米州 地域外事審議役 平成22年5月 同 国際協力銀行専任審 議役 平成23年6月 同 特別参与 平成23年7月 同 国際協力銀行資源・ 環境ファイナンス部門 長 平成24年4月 当行執行役員、資源・環 境ファイナンス部門長 平成25年6月 当行取締役、資源・環境 ファイナンス部門長 (現職)	(注)2.	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役	-	近藤 章 (注) 4 .	昭和20年 2 月 2 日	昭和42年 4 月 株式会社住友銀行入行 平成 9 年 6 月 同 常務取締役 平成11年 4 月 大和証券SBキャピタル ・マーケット株式会社 代表取締役副社長 平成12年5月 ソニー株式会社執行役員 専務兼Deputy CFO 平成21年 6 月 富士火災海上保険株式 会社取締役兼代表執行 役社長兼CEO 平成22年 5 月 同 取締役兼代表執行役 会長兼CEO 平成23年10月 チャーティス・ファー ・イースト・ホール ディングス株式会社 (現AIGジャパン・ ホールディングス株式 会社) 副会長(現職) 平成24年 4 月 当行取締役(現職)	(注) 1 .	-
常勤監査役	-	井本 裕	昭和32年 9 月10日生	昭和56年 4 月 日本輸出入銀行入行 平成23年 1 月 株式会社日本政策金融 公庫国際協力銀行 西 日本統括審議役 平成23年 7 月 同 産業ファイナンス部 門西日本総代表 平成24年 4 月 当行監査役(現職)	(注) 3 .	-
監査役	-	西尾 進路 (注) 5 .	昭和15年10月23日生	昭和39年 4 月 日本石油株式会社入社 平成14年 6 月 新日本石油株式会社代 表取締役副社長 平成17年 6 月 同 代表取締役社長 平成22年 4 月 JXホールディングス株 式会社代表取締役会長 平成24年 4 月 当行監査役(現職) 平成24年 6 月 JXホールディングス株 式会社相談役(現職)	(注) 3 .	-
監査役	-	五十嵐 達朗 (注) 5 .	昭和26年 9 月30日生	昭和50年11月 等松・青木監査法人入 所 平成19年10月 監査法人トーマツ品質 管理本部マニュアル室 室長 平成23年10月 五十嵐公認会計士事務 所開業(現職) 平成24年 4 月 当行監査役(現職)	(注) 3 .	-
計						-

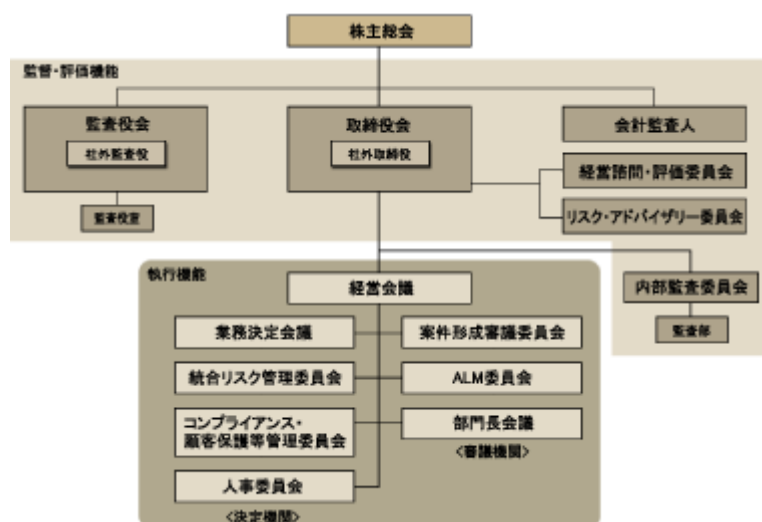
- (注) 1. 任期は、平成24年4月1日から平成25年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
2. 任期は、平成25年6月25日から平成25年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 任期は、平成24年4月1日から平成27年度に関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 取締役 近藤 章は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
5. 監査役 西尾 進路及び五十嵐 達朗は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当行は、当行法に規定される当行のミッション遂行や、企業理念の実現のため、業務の適正と効率を意識したコーポレート・ガバナンス態勢の構築に取り組んでおります。



国の関与について

当行は、国の100%出資の株式会社であり、株主としての国の統制のほか、主務大臣からの監督、国会による予算等の統制、会計検査院検査、主務大臣による検査、主務大臣の委任に基づく金融庁検査等の国の統制に服しております。

監督・評価と業務執行について

当行は、取締役会等による監督・評価の強化と、業務執行の機動性の向上等の観点から、会社法所定の取締役会、監査役会等の機関に加え、経営諮問・評価委員会、リスク・アドバイザリー委員会、内部監査委員会、経営会議を設置し、さらに経営会議から委任を受ける各種の会議・委員会を設置しております。

(イ) 取締役会及び取締役

取締役会は、5名の取締役で構成し、うち1名を会社法に規定する社外取締役としております。社外取締役は、当行の代表取締役・業務執行取締役とは異なる社外出身者の視点から当行の業務執行の監視・監督を行うほか、経営諮問・評価委員会及びリスク・アドバイザリー委員会の委員として、当行のガバナンス態勢向上に貢献しております。

(ロ) 監査役会及び監査役

監査役会は、3名の監査役で構成し、うち2名を会社法に規定する社外監査役としております。監査役は、毎月1回程度、監査役会を開催し、監査に関する審議や主な監査活動の報告等を行っております。社外監査役は、常勤監査役とも連携のうえ、社外出身者の視点から取締役の業務執行を監査し、当行のガバナンス態勢向上に貢献しております。また、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置しております。

(ハ) 経営諮問・評価委員会

経営諮問・評価委員会は、3名以上7名以下の社外の有識者及び社外取締役で構成し、当行の業務及び運営の状況や、当行の経営に関して取締役会が諮問する事項等に関して評価・助言を行っております。

(ニ) リスク・アドバイザリー委員会

リスク・アドバイザリー委員会は、3名以上7名以下の社外の有識者及び社外取締役で構成し、当行の大口与信先に関するリスク管理・審査の体制や、大型案件のリスクに関して取締役会が諮問する事項等に関して助言を行っております。

(ホ) 内部監査委員会

内部監査委員会は、代表取締役及び社外取締役で構成し、取締役会の委任に基づき、内部監査に関する重要事項の決定・審議を行っております。

(ヘ) 経営会議

経営会議は、代表取締役・業務執行取締役及び全執行役員で構成し、取締役会の委任に基づき、当行の経営上の重要事項の決定・審議を行うことにより、当行の機動的な業務執行を担います。なお、個別の融資案件の決定等は、以下の会議・委員会に委任しております。

イ 業務決定会議

経営会議の委任に基づき、当行の出融資保証等業務に関する重要事項の決定・審議を行っております。

ロ 統合リスク管理委員会

経営会議の委任に基づき、当行の統合リスク管理に関する重要事項の決定・審議を行っております。

ハ コンプライアンス・顧客保護等管理委員会

経営会議の委任に基づき、当行のコンプライアンス及び顧客保護等管理に関する重要事項の決定・審議を行っております。

ニ 人事委員会

経営会議の委任に基づき、当行の人事に関する重要事項の決定・審議を行っております。

ホ 案件形成審議委員会

経営会議の委任に基づき、当行の出融資保証等案件についての対応方針や大口与信先向け与信方針等に関する審議を行っております。

へ ALM委員会

経営会議及び統合リスク管理委員会の委任に基づき、当行の資産負債管理（ALM）に関する重要事項の審議を行っております。

ト 部門長会議

経営会議の委任に基づき、国・地域別の業務方針等の部門横断的な事項の審議を行っております。

部門制の導入について

当行は、業務における各分野・セクターにおけるノウハウや専門性を集約化することで案件形成能力を高め、当行のミッションのより機動的・戦略的な遂行を図るため、平成23年7月より部門制を導入しております。

具体的には、資源・環境ファイナンス部門、インフラ・ファイナンス部門、産業ファイナンス部門、企画・管理部門、審査・システム部門を設置し、各部門の下に専門性を持った部を設置しております。

各部門については担当取締役を置くとともに、各部門の長には取締役または執行役員が就任します。各部門は部門長の指揮の下で一体的に運営され、業務の機動性・効率性の向上を図っております。

リスク管理体制

一般に金融機関が業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク等）、流動性リスク、オペレーショナルリスク等のさまざまなリスクを伴います。当行は政策金融機関として政策目的実現のための金融を業務としており、業務に伴うリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は民間金融機関とは異なりますが、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制を構築しています。

具体的には、当行が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の健全性及び適切性の確保ならびに透明性の向上を図ることを当行のリスク管理の目的と定め、各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、統合リスク管理委員会及びALM委員会を置いています。また、社外の有識者等で構成し、当行の大口与信先に関するリスク管理・審査の体制や、大型案件のリスクに関して取締役会が諮問する事項等に関し助言を行うリスク・アドバイザー委員会を設置しています。

政策金融機関として当行が業務運営上抱えるさまざまなリスクのうち代表的なリスクに対しては、次のようなリスク管理を行っています。

（イ）信用リスク管理

信用リスクは、与信先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、当行が損失を被るリスクのことで、与信を中心とする当行の業務において本質的なものです。当行の与信の信用リスクを分類すれば、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスク、企業向け与信に伴うコーポレートリスク、与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないプロジェクトリスク、さらに外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）があります。当行が行っている日本にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、日本の産業の国際競争力の維持及び向上、ならびに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進等のための金融という性格上、当行の与信は外国政府・政府機関や外国企業向けのものが多く、したがって与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいことが特徴になっています。

イ 個別与信管理

当行の信用リスク管理の基本は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理です。新規与信にあたっては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析が行われます。また、外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しています。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっています。

外国政府等向け与信または外国企業向け与信に関しては、当行は公的金融機関としての性格を最大限に活用して、相手国政府関係当局とはもちろんのこと、国際通貨基金（International Monetary Fund: IMF）や世界銀行等の国際機関、先進国の輸出信用機関等の当行類似の公的機関、さらに民間金融機関等との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを評価しています。

内外企業向け与信に関しては、与信先企業の信用力や提供される担保・保証の適格性等が評価の対象になりますが、特に海外事業に関連する与信の場合には、与信対象となる取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等の審査や与信先企業の属する各産業分野についても調査したうえで評価を行っています。

ロ 行内信用格付

当行では、行内信用格付制度を整備し、原則としてすべての与信先に対して行内信用格付を付与しています。行内信用格付は、個別与信の判断に利用するほか、後述する信用リスク計量化にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすものです。

八 資産自己査定

一般に日本の民間金融機関では金融庁の「金融検査マニュアル（預金等受入金融機関に係る検査マニュアル）」に沿って資産自己査定を行っていますが、当行においても同マニュアルを基に、当行の資産の特徴を適切に査定結果に反映させるよう資産自己査定を行っています。資産自己査定にあたっては、与信担当部門による第一次査定、審査管理部門による第二次査定及び監査部による内部監査という体制をとっています。資産自己査定の結果については、当行における与信状況の不断の見直しを行うために内部活用するのみならず、当行の財務内容の透明性向上のための資産内容の開示にも積極的に利用しています。

二 信用リスク計量化

当行では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っています。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはカントリーリスクを伴った与信の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ（注）等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、内部管理に活用しています。

（注）パリクラブとは、債務返済困難に直面した債務国に対し、二国間公的債務の返済負担の軽減措置を取り決める非公式な債権国会合のことをいいます。1956年にアルゼンチンの債務問題について開催されたのを皮切りに、以後フランス経済財政産業省（パリ）が事務局となり、パリで開催されることから、パリクラブと呼ばれるようになりました。

（ロ）市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替等の変動により保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであり、当行では市場リスクに対し、以下のような対応をしています。

イ 為替リスク

外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関しては、原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっています。

ロ 金利リスク

将来の資産・負債構造及び損益状況の把握に努めるとともに、外貨貸付業務においては金利スワップを利用して、貸付・調達ともに変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクをヘッジしています。一方、円貨貸付業務においては、原則として固定金利での資金管理を行っていますが、現状、貸付・調達の期間がおおむね一致しており、金利リスクは限定的となっています。

（ハ）金融派生商品（デリバティブ）取引等

金融派生商品取引等に対する基本的取り組み方針

当行が行う金融派生商品取引等は、為替リスク・金利リスクをヘッジする目的のみに限定しています。

イ 金融派生商品取引等に関連するリスク

金融派生商品取引等には以下のリスクが存在します。

? 市場性信用リスク

金融派生商品取引等の相手方の経営悪化や倒産等により、契約どおりに取引を履行できなくなったときに損失を被るリスクです。

? 市場リスク

金融派生商品取引等の金融商品の価値（取引の時価）が金利・為替等の変動により増減することによって損失を被るリスクです。

ロ 前記のリスクに対する当行の対応

? 市場性信用リスク

取引相手先ごとの金融派生商品取引等の時価及び信用リスク相当額、取引相手先の信用状態を常時把握・管理のうえ、取引相手先としての適格性判断に活用しています。

? 市場リスク

当行は金融派生商品取引等をヘッジ目的のみに限定しており、金融派生商品取引等の市場リスクは基本的にヘッジ対象取引（資金調達取引や貸付取引）の市場リスクと相殺されています。

（二）流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク、及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる、あるいは通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクを意味します。

当行は財政融資資金借入、政府保証外債、財投機関債等の多様な資金調達手段を確保することに加え、資金繰りの管理を十分に行うことによって流動性リスク回避に万全を期しています。

（ホ）オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクであり、事務リスク、システムリスクのほか、当行の業務に付随する直接的、間接的なさまざまなリスクが存在します。当行ではこのようなリスクの把握、分析及び管理を積極的に進めていく方針です。

イ 事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクです。当行では、事務リスクの軽減のために、事務手続きにおけるプロセスチェックの徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実、機械化・システム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めています。

ロ システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等のシステムの不備等に伴い損失を被るリスク及びコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクです。当行においては、システム障害及び顧客情報の漏えい等の未然防止に努めるとともに、緊急的なシステム停止への対応策としてコンティンジェンシープランを策定のうえ訓練を実施するなど、緊急時対応の実効性向上にも努め、システムリスクの極小化を図っています。

内部統制基本方針について

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、役職員の職務執行についての法令等遵守や業務の適正を確保するための体制の整備等について、内部統制基本方針を定めております。

内部統制基本方針

（取締役及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制）

第1条 本行は、取締役及び職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令及び定款（以下「法令等」という。）に適合することを確保するため、企業理念、行動原則、法令等の遵守に関する規程その他のコンプライアンスに関する内部規程を定め、これらの内部規程を本行の取締役及び職員に周知する。

2 取締役及び職員は、コンプライアンスに関する内部規程を遵守する。

3 本行は、コンプライアンスに関する責任者及びコンプライアンスを統括する部署を置き、法令等遵守態勢の整備及び強化を図る。

4 本行は、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、法令等遵守状況のモニタリングを行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

5 本行は、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、有効な内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

6 本行は、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力に対しては、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨むとともに、反社会的勢力からの不当な要求を断固として拒絶する。

（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

第2条 本行は、取締役の職務の執行に係る情報、顧客の情報その他の本行が取扱う情報の保存及び管理を適切に行うため、情報資産管理規程その他の情報の保存及び管理に関する内部規程を定める。

2 本行は、法令又は情報の保存及び管理に関する内部規程に従い、取締役会の議事録のほか、取締役の職務の執行に係る文書を適切に保存し、管理する。

3 取締役及び職員は、情報の保存及び管理に関する内部規程に基づき、情報を適切に保存し、管理する。

（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

第3条 本行は、リスク管理を行うことの重要性を認識し、業務遂行上認識すべきリスクの種類に応じたリスク管理及び統合的リスク管理を行うための組織体制等について、統合リスク管理規程その他のリスク管理に関する内部規程を定め、各種リスクに関して適切なリスク管理を行う。

2 本行は、各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くとともに、リスク管理を有効に機能させるための審議、検討等を行うため、総裁を委員長とする委員会を置く。

3 本行は、災害その他の危機事象の発生に備え、あらかじめ危機管理規程その他の危機管理に関する内部規程を定め、危機管理の態勢整備に努める。

4 本行は、危機事象が発生し正常な業務遂行に支障が生じる場合又はそのおそれがある場合には、危機管理に関する内部規程に従い、必要に応じて対策本部を設置して、業務の迅速かつ効率的な回復に向けた対応を行う。

（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

第4条 取締役会は、経営計画を策定し、適切に経営管理を行う。

2 本行は、経営会議を設置し、取締役会より一定の事項の決定等を委任する。経営会議は、受任事項の決定の他、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に審議する。また、経営会議の諮問機関又は一定の事項の決定を委任する機関として各種委員会等を設置する。

3 本行は、取締役会の決議に基づく職務の執行を効率的に行うため、組織体制等にかかる内部規程の整備を行い、職務執行を適切に分担する。

4 本行は、意思決定の迅速化を図るため部門制及び執行役員制度を導入し、組織規程、決定権限規程その他の内部規程に基づき権限委譲を行う。

（業務の適正を確保するための内部監査体制）

第5条 本行は、業務の適正性及び健全性を確保するため、内部監査規程その他の内部監査に関する内部規程を定める。

2 本行は、内部監査に関する重要な事項を決定又は審議するため、内部監査委員会を置く。

3 本行は、被監査部門から独立し、内部監査に関する事務をつかさどる監査部を置く。

4 監査部は、内部監査に関する内部規程に基づき内部監査を行い、その結果を内部監査を担当する取締役に報告する。

5 監査部は、定期的に若しくは必要に応じて、又は取締役若しくは監査役の求めに応じて、取締役会その他の機関又は会議体に対し、内部監査の結果を報告する。

6 監査部は、監査役及び会計監査人と必要な情報交換及び連携を行い、内部監査の効率的な実施に努める。

（監査役がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項）

第6条 本行は、監査役の職務を補助する組織として、監査役室を設置し、専任の職員を置く。

2 前項の職員は、監査役の指示に従いその職務を行う。

3 監査役は、必要と認めるときは、事前に総裁の承諾を得て、第1項の職員以外の職員を臨時に監査の補助に従事させることができる。

（監査役の職務を補助する職員の取締役からの独立性に関する事項）

第7条 本行は、監査役の職務を補助する職員の人事考課、異動その他の人事に関する事項の決定について、事前に常勤監査役の同意を得る。

（取締役及び職員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制）

第8条 代表取締役及び業務を執行する取締役は、取締役会その他の監査役が出席する重要な会議において、随時、その職務の執行状況等を的確に報告する。

2 取締役及び職員は、本行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、当該事実について監査役に速やかに報告する。

(監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

第 9 条 監査役は、監査を実効的に行うために必要と判断したときは、取締役及び職員に職務の執行状況についていつでも報告を求めることができる。報告を求められた取締役及び職員はその求めに応じて速やかに報告しなければならない。

2 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、必要な意見を述べることもできるとともに、議事録その他の関係書類を閲覧することができる。

3 総裁は、監査役と定期的な会合を実施し、意見交換を行う。

4 監査役は、コンプライアンスを統括する部署及び監査部に協力を求めることができる。

5 監査役は、実効的な監査の実施のため必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等から監査業務に関する助言を求めることができる。

情報資産の保存及び管理について

当行は、高い水準の情報セキュリティを確保し、適正かつ効率的な業務運営を行うため、情報資産の利用及び管理に関する基本方針である「セキュリティポリシー」を定め、これに基づき情報資産の適切な取扱・管理・保護・維持を行っております。

コンプライアンス（法令等遵守）について

当行は、国際的業務を行う政策金融機関として社会的・国際的に求められる公共的使命及び社会的責任を自覚し、かつ、当行の役職員等による法令等の違反行為の発生が、当行全体の信用の失墜を招き、当行の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識したうえで、常に法令等を遵守し、公正な業務遂行に努めております。

コンプライアンス・顧客保護等管理委員会を中心に、積極的なコンプライアンスへの取り組みを推進し、コンプライアンスの統括部署として法務・コンプライアンス統括室を設置しております。

各部門及び地域統括の海外駐在員事務所にはコンプライアンス統括オフィサー、各部室及び海外駐在員事務所にはコンプライアンスオフィサーを置き、職員のコンプライアンスに対する意識の醸成等、各部門等における積極的なコンプライアンスへの取り組みを推進しております。

また、コンプライアンスに関する重要な事実を早期に発見し必要な是正措置を講ずることが可能となるよう、通常の業務ラインによる報告ルートに加え、内部通報制度を整備し、これを適切に運営しております。

顧客保護等管理方針について

当行は、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため、「顧客保護等管理方針」を策定し、本方針に基づきお客さまの視点に立った取り組みに努めております。

個人情報の保護について

当行は、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護法制の下、保有する個人情報の適切な管理について必要な事項を定めた「プライバシーポリシー」を策定し、公表しております。

利益相反管理方針について

当行は、金融商品取引法に従い、「利益相反管理方針」を策定し、その概要を公表しております。

内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

(イ) 内部監査の状況

当行は、業務執行部門から独立した総裁直属の部署として監査部を設置し、当行の業務全般に係る法令等遵守、リスク管理を含む内部管理態勢の適切性・有効性について検証を行い、その評価及び必要に応じてその改善のための提言を実施しております。

年度監査計画、半期・年度監査報告等の内部監査に関する重要事項については、業務執行を担う経営会議から独立した意思決定機関として、社外取締役を含む内部監査委員会による審議・決定を経て、取締役会に報告される仕組みとなっております。また、事業年度中の監査結果については個別に総裁に報告することで、対応が必要な事項について速やかに措置しうる態勢をとっております。

また、監査部は、内部監査の効率的な実施のため、監査役及び会計監査人と必要な情報交換および連携を実施しております。

平成25年5月31日現在の監査部の人員は8名となっております。

(ロ) 監査役監査の状況

監査役は3名の体制となっており、うち2名を社外監査役としております。

監査役は、監査役会で策定した監査基本方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、重要書類の閲覧、取締役との定期的な意見交換、海外駐在員事務所往査等を通じて、取締役の執行状況を監査しております。

また、監査役は、会計監査人及び監査部と定期的に情報や意見を交換しており、相互に補完・協力しながら、監査の実効性及び効率性の向上を図っております。

(ハ) 会計監査の状況

当行の当事業年度の会計監査業務を執行した公認会計士は、茂木哲也氏、三浦昇氏、伊澤賢司氏の3名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当行の会計監査業務に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、当行の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他16名の計22名となっております。

会社の社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要

当行の社外取締役及び社外監査役と、当行の間には特別な利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役との間の会社法第427条第1項に規定する契約（責任限定契約）の概要

当行は、会社法第427条第1項及び定款の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役及び社外監査役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の契約を社外取締役及び社外監査役と締結しております。

取締役の定数

当行の取締役は、5名以内とする旨、定款に定めております。

取締役、代表取締役及び監査役の選解任の決議要件

当行法第6条の規定により、当行の取締役、代表取締役及び監査役の選解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないこととなっております。

役員報酬の内容

平成24年4月1日から平成25年3月31日における当行の取締役及び監査役に対する報酬等は、以下のとおりであります。

（イ）取締役に対する報酬等 82百万円（うち社外取締役 8百万円）

（ロ）監査役に対する報酬等 29百万円（うち社外監査役 15百万円）

（注）1．上記の報酬等の額には、当期に計上した取締役及び監査役に対する役員賞与引当金繰入額 5百万円（取締役4百万円、監査役85万円）が含まれております。

2．上記の報酬等の額以外に、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金繰入額として、11百万円（取締役9百万円、監査役1百万円）を計上しております。

3．上記の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

（2）【監査報酬の内容等】

イ【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	79	-

（注）「監査公認会計士等」とは、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4

に規定する監査公認会計士等であります。なお、上記報酬の内容は、当行の監査公認会計士等である新日本有限責任監査法人に対する報酬であります。

ロ【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

八【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

二【監査報酬の決定方針】

当行の監査公認会計士等に対する報酬は、監査日数・業務の内容等を勘案し、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「株式会社国際協力銀行の会計に関する省令」（平成24年財務省令第15号）及び「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十六条に規定する業務を行う場合における株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の特例を定める省令」（平成24年財務省令第16号）に準拠しております。なお、平成24年度は本行設立第1期であることから、昨年度との比較情報については掲載しておりません。

2. 監査証明について

当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

3. 連結財務諸表について

当行は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

当事業年度 (平成25年 3 月31日)	
資産の部	
現金預け金	837,986
現金	0
預け金	837,986
買現先勘定	² 284,902
有価証券	¹ 122,181
その他の証券	122,181
貸出金	^{3, 4, 5, 6, 7} 10,555,128
証書貸付	10,555,128
その他資産	338,679
前払費用	307
未収収益	34,558
金融派生商品	264,231
その他の資産	⁸ 39,581
有形固定資産	⁹ 28,206
建物	3,166
土地	24,694
リース資産	37
建設仮勘定	5
その他の有形固定資産	301
無形固定資産	1,352
ソフトウェア	1,340
リース資産	11
支払承諾見返	2,400,699
貸倒引当金	138,891
資産の部合計	14,430,245
負債の部	
借入金	7,234,598
借入金	7,234,598
社債	⁸ 2,215,962
その他負債	216,171
未払費用	27,127
前受収益	50,284
金融派生商品	32,654
リース債務	58
その他の負債	106,045
賞与引当金	445
役員賞与引当金	5
退職給付引当金	15,595
役員退職慰労引当金	29
支払承諾	2,400,699
負債の部合計	12,083,506

(単位：百万円)

当事業年度 (平成25年 3 月31日)	
純資産の部	
資本金	1,360,000
利益剰余金	851,685
利益準備金	788,314
その他利益剰余金	63,370
繰越利益剰余金	63,370
株主資本合計	2,211,685
その他有価証券評価差額金	2,221
繰延ヘッジ損益	132,831
評価・換算差額等合計	135,053
純資産の部合計	2,346,738
負債及び純資産の部合計	14,430,245

【損益計算書】

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
経常収益	217,291
資金運用収益	167,947
貸出金利息	132,408
有価証券利息配当金	441
買現先利息	671
預け金利息	1,232
金利スワップ受入利息	33,191
その他の受入利息	2
役務取引等収益	23,288
その他の役務収益	23,288
その他業務収益	9,171
外国為替売買益	5,197
金融派生商品収益	3,950
その他の業務収益	24
政府交付金収入	256
一般会計より受入	256
その他経常収益	16,627
償却債権取立益	4,572
組合出資に係る持分損益	1 11,843
その他の経常収益	211
経常費用	153,708
資金調達費用	119,510
借入金利息	63,797
社債利息	55,476
その他の支払利息	236
役務取引等費用	1,427
その他の役務費用	1,427
その他業務費用	597
社債発行費償却	387
その他の業務費用	210
営業経費	17,551
その他経常費用	14,620
貸倒引当金繰入額	14,620
その他の経常費用	0
経常利益	63,583
特別利益	1
固定資産処分益	1
当期純利益	63,585

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

		当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1	1,291,000
当期変動額		
新株の発行		69,000
当期変動額合計		69,000
当期末残高		1,360,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1	788,314
当期変動額		
当期変動額合計		-
当期末残高		788,314
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1	5
当期変動額		
国庫納付		209
当期純利益		63,585
当期変動額合計		63,376
当期末残高		63,370
利益剰余金合計		
当期首残高	1	788,309
当期変動額		
国庫納付		209
当期純利益		63,585
当期変動額合計		63,376
当期末残高		851,685
株主資本合計		
当期首残高	1	2,079,309
当期変動額		
新株の発行		69,000
国庫納付		209
当期純利益		63,585
当期変動額合計		132,376
当期末残高		2,211,685

(単位：百万円)

当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	1 -
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,221
当期変動額合計	2 2,221
当期末残高	2,221
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	1 -
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	132,831
当期変動額合計	2 132,831
当期末残高	132,831
評価・換算差額等合計	
当期首残高	1 -
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	135,053
当期変動額合計	135,053
当期末残高	135,053
純資産合計	
当期首残高	1 2,079,309
当期変動額	
新株の発行	69,000
国庫納付	209
当期純利益	63,585
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	135,053
当期変動額合計	267,429
当期末残高	2,346,738

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
当期純利益	63,585
減価償却費	1,018
貸倒引当金の増減（ ）	14,620
賞与引当金の増減額（ は減少 ）	55
役員賞与引当金の増減額（ は減少 ）	4
退職給付引当金の増減額（ は減少 ）	2,332
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少 ）	11
資金運用収益	167,947
資金調達費用	119,510
有価証券関係損益（ ）	11,843
固定資産処分損益（ は益 ）	1
貸出金の純増（ ）減	2,444,771
借入金の純増減（ ）	1,979,109
預け金（日銀預け金を除く）の純増（ ）減	128,972
買現先勘定の純増（ ）減	317,822
普通社債発行及び償還による増減（ ）	163,469
資金運用による収入	165,751
資金調達による支出	120,524
その他	387,646
小計	13,826
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,826
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	35,224
有価証券の売却による収入	2,946
有形固定資産の取得による支出	322
有形固定資産の売却による収入	1
無形固定資産の取得による支出	432
投資活動によるキャッシュ・フロー	33,030
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	69,000
リース債務の返済による支出	117
国庫納付の支払額	26,524
財務活動によるキャッシュ・フロー	42,358
現金及び現金同等物に係る換算差額	-
現金及び現金同等物の増減額（ は減少 ）	23,154
現金及び現金同等物の期首残高	0
現金及び現金同等物の期末残高	23,154

【注記事項】

(重要な会計方針)

	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法、関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。また、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 なお、投資事業組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法により行っております。
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
3. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、定率法（ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 その他 2年～35年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年以内）に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。
4. 繰延資産の処理方法	会社設立時の創立費及び社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,232百万円であります。

	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 (4) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。 過去勤務債務：発生年度に一括費用処理。 数理計算上の差異：発生年度に一括費用処理。 (5) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
7. ヘッジ会計の方法	(1) 金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。 (2) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金、借入金及び社債等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日銀預け金であります。

(未適用の会計基準等)

当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	
・「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年 5 月17日) ・「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年 5 月17日)	
(1) 概要	財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。
(2) 適用予定日	平成26年 3 月期末より適用予定です。ただし、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成26年 4 月 1 日に始まる事業年度の期首から適用予定です。
(3) 当該会計基準等の適用による影響	影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であり、未確定であります。

(追加情報)

当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	
(駐留軍再編促進金融勘定の廃止)	
当行は、これまで「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」(平成19年法律第67号) (以下「特措法」という。) 第16条に規定する駐留軍再編促進金融業務を実施してまいりました。しかし、「在沖縄米海兵隊のグアムへの移転に係る日本政府の財政的コミットメント」に関し、平成24年4月27日の日米安全保障協議委員会における共同発表において、「第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の第1条に規定された直接的な資金の提供のみとなり、他の形態での財政支援は利用しないことが確認されたこと等により、今後、駐留軍再編促進金融業務は生じない見込みとなったことから、平成24年7月24日開催の取締役会にて決議の上、駐留軍再編促進金融業務を平成24年9月末で終了しました。また、特措法第23条の規定に基づき、平成24年11月20日開催の取締役会にて決議の上、平成24年11月30日に残余財産の国庫納付を行い、駐留軍再編促進金融勘定を廃止しました。	

(貸借対照表関係)

1 . 関係会社の株式又は出資金の総額

当事業年度 (平成25年 3 月31日)	
出資金	70,822百万円

2. 買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当事業年度末に処分せずに所有しているものは次のとおりであります。

当事業年度 (平成25年3月31日)
284,902百万円

3. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	当事業年度 (平成25年3月31日)
破綻先債権額	-
延滞債権額	96,140百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	当事業年度 (平成25年3月31日)
3カ月以上延滞債権額	69,065百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸出条件緩和債権額	79,976百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	当事業年度 (平成25年3月31日)
合計額	245,183百万円

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 当行には、貸付契約締結をもって貸付金の全額又は一部を借入者に貸付実行することはせず、対象事業等の進捗状況等に応じて、貸付けを実行する取扱いがあります。貸借対照表に計上している証書貸付には、この貸付資金の未実行額は含まれておりません。なお、当事業年度末における未実行残高は次のとおりであります。

	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸付未実行残高	2,615,921百万円

8. 株式会社国際協力銀行法第34条の規定により、当行の総財産を社債の一般担保に供しております。なお、社債の残高は次のとおりであります。

	当事業年度 (平成25年3月31日)
社債	2,215,962百万円

また、その他資産のうち、金融商品等差入担保金の残高は次のとおりであります。

	当事業年度 (平成25年3月31日)
金融商品等差入担保金	39,070百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額

	当事業年度 (平成25年3月31日)
減価償却累計額	308百万円

10. 偶発債務

社債の債務履行引受契約（デット・アサンプション）に係る偶発債務は次のとおりであります。

	当事業年度 (平成25年3月31日)
第15回国際協力銀行債券	50,000百万円
第31回国際協力銀行債券	20,000百万円

また、当行は平成24年4月1日に株式会社日本政策金融公庫が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券1,085,000百万円について、連帯して債務を負っております。なお、株式会社国際協力銀行法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を上記連帯債務の一般担保に供しております。

11. 株式会社国際協力銀行法第31条（特措法第22条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

同法第11条各号に掲げる業務及び特措法第16条に掲げる業務（以下、「同法第11条各号に掲げる業務等」という。）に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を上回るときは、当該剰余金のうち政令で定める基準により計算した額を準備金として政令で定める額となるまで積み立て、なお残余があるときは、その残余の額を当該事業年度終了後三月以内に国庫に納付しなければならないものとされております。

なお、同法第11条各号に掲げる業務等に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度の決算において計上した剰余金の額が零を下回るときは、準備金を当該剰余金の額が零となるまで取り崩して整理しなければならないものとされております。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益は次のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
組合出資に係る持分損益	11,780百万円

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,291,000,000	69,000,000	-	1,360,000,000	(注)
種類株式	-	-	-	-	
合 計	1,291,000,000	69,000,000	-	1,360,000,000	(注)
自己株式					
普通株式	-	-	-	-	
種類株式	-	-	-	-	
合 計	-	-	-	-	

(注)変動事由の概要

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株の発行による増加 69,000,000千株

1. 各項目の当期首残高については、平成24年7月6日の資産評価委員会にて決定された株式会社国際協力銀行開始貸借対照表の数値を用いております。
2. 「その他有価証券評価差額金」及び「繰延ヘッジ損益」については、開始貸借対照表上それぞれ「資産の部」及び「負債の部」に計上されているため、当期中に「純資産の部」への振替を行い、当該振替額を当期変動額の中に含めて表示しております。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
現金預け金勘定	837,986百万円
定期性預け金等	814,832百万円
現金及び現金同等物	23,154百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

動産であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	2百万円
1年超	0百万円
合 計	2百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、株式会社国際協力銀行法に基づき、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得を促進し、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上を図り、並びに地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進するための金融の機能を担うとともに、国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に必要な金融を行い、もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与することを目的として設立された政策金融機関であります。

上記目的のもと、当行は「輸出金融」、「輸入金融」、「投資金融」、「事業開発等金融」（各々保証を含む）及び「出資」等を主要な業務としており、これらの業務を行うため、財政融資資金及び外国為替資金特別会計借入金、の借入並びに社債の発行等により資金調達を行っております。金利変動及び為替変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動及び為替変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、外貨建取引等から生じるリスクを回避する目的から、デリバティブ取引を行っております。加えて、余裕金の運用手段として保有する金融商品は、株式会社国際協力銀行法により規定されており、国債等の安全性が高いものに限定されております。

なお、政策金融業務にあたって必要となる予算は国会において議決され、事業計画、資金計画（財政融資資金借入金、社債、一般会計出資金、貸出金等）についても予算に添付し国会に提出しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行が保有する金融資産は、主に国内外の与信先に対する貸出金、有価証券等であり、金融負債は、主に借入金、社債であり、以下のリスクがあります。

(イ) 信用リスク

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消滅し、当行が損失を被るリスクであります。

当行の信用リスクとしては、ソヴリンリスク、カントリーリスク、コーポレートリスク及びプロジェクトリスクが挙げられます。当行が行っている対外経済取引支援等のための金融はその性格上、外国政府・政府機関や外国企業向けのもが多く、従って与信に伴う信用リスクとしてソヴリンリスクあるいはカントリーリスクの占める割合が大きいことが特徴となっております。

従って、与信先である各国・各地域の政治・経済等の動向や、それらに伴う個別与信先の財務状況等が大幅に悪化した場合には、これらに起因して当行の業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

（注）ソヴリンリスクとは外国政府等向け与信に伴うリスク、カントリーリスクとは外国企業及び外国に所在するプロジェクト向け与信に伴うリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国及びプロジェクト所在国に起因するリスク）、コーポレートリスクとは企業向け与信に伴うリスク、プロジェクトリスクとは与信対象プロジェクトが生むキャッシュ・フローを主たる返済原資とするプロジェクトファイナンス等の場合において対象プロジェクトが計画されたキャッシュ・フローを生まないリスクを指しております。

(ロ) 市場リスク

市場リスクとは、金利、為替等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）の価値が変動し損失を被るリスク及び資産・負債（オフ・バランス資産を含む。）から生み出される収益が変動し損失を被るリスクであります。

当行が負う市場リスクは、主に為替リスクと金利リスクで構成されており、市場の混乱等、市場が変動した場合には、当該リスクに起因した損失を被る可能性があります。原則として金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約を行うことにより当該リスクを回避しております。

なお、当行では、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金、借入金及び社債に係る金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらに係るヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金、借入金及び社債とヘッジ手段である金利スワップ取引を特定し、ヘッジ開始時から有効性判定時までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。

また、通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段として、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に係る金利及び為替の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ有効性評価の方法については、外貨建の貸出金、借入金及び社債の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び先物外国為替予約をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建の貸出金、借入金及び社債に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジ有効性を評価しております。

(ハ)流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間隔のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなる又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）であります。

当行では、預金受入を行っておらず、財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施していることから、流動性リスクは限定的と考えられますが、市場の混乱又は不測の事態等において資金調達費用が増加する等の可能性があります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

当行の、金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。

(イ)信用リスクの管理

当行は、与信決定にあたっての与信先信用力等の評価を通じた個別与信管理を信用リスク管理の基本としております。

新規与信においては、与信担当部門（営業推進部門）及び審査管理部門による与信先に関する情報の収集・分析に加えて、特に外国政府等あるいは外国企業に関する情報収集には海外駐在員事務所も関与しております。これらの部門が収集・分析した情報を基に、与信担当部門と審査管理部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制を取っております。

なお、外国政府等向け融資又は外国企業向け融資に関しては、当行は公的金融機関としての性格を活用して、相手国政府関係当局やIMF（国際通貨基金）・世界銀行等の国際機関あるいは地域開発金融機関、並びに先進国の類似機関や民間金融機関との意見交換を通じて、与信先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、外国政府等向け与信に伴うソヴリンリスクあるいは外国企業向け与信に伴うカントリーリスク（コーポレートリスク及びプロジェクトリスクに付加される企業所在国に起因するリスク）を評価しております。

与信管理においては、細分化されたリスクカテゴリーごとの行内信用格付制度及び「金融検査マニュアル」に基づいた資産自己査定制度を設けており、与信担当部門及び審査管理部門が当該制度に基づき適時の与信管理を行うと共に、定期的に「統合リスク管理委員会」を開催し与信管理の状況をマネジメントに対して報告を行う体制としております。さらに、与信管理の状況については、独立した内部監査部門がチェックを行っております。

また、当行の有する外国政府等向けの公的債権については、民間金融機関には無い公的債権者固有の国際的な枠組みによる債権保全メカニズムが存在します。これは、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、債権国会議（パリクラブ）の場における国際的合意により、債務繰延等の国際収支支援が実施されるものであります。この国際収支支援の中で債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。当行は、公的金融機関としての立場から、外国政府等向けの公的債権については本パリクラブの枠組みに基づき債権保全を行っております。

当行では、以上の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量化も行っております。信用リスクの計量化にあたっては、長期の貸出や、ソヴリンリスクあるいはントリーリスクを伴った融資の占める割合が大きいという民間金融機関には例を見ない当行のローン・ポートフォリオの特徴、さらには公的債権者固有のパリクラブ等国際的支援の枠組み等による債権保全メカニズムを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した当行独自の信用リスク計量化モデルにより、信用リスク量を計測し、与信管理に活用しております。

(ロ) 市場リスクの管理

当行は、ALMによって為替リスク及び金利リスクを管理しております。市場リスク管理規則等において、リスク管理方法や手続き等の詳細を規定しており、ALM委員会を設置のうえ、ALMの実施状況の把握・確認、今後の対応等の審議を行っております。また、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析、VaR等によりモニタリングを行い定期的にALM委員会に報告しております。

なお、当行における為替リスク及び金利リスクにおけるリスク管理の基本的な方針は以下のとおりとなっております。

() 為替リスク

当行で行っている外貨貸付業務に伴う為替変動リスクに関して、当行では原則として外貨貸付・調達にあたり通貨スワップ及び先物外国為替予約を利用したフルヘッジ方針をとっております。

() 金利リスク

市場金利の変動により損失を被る金利リスクについて、円貨貸付業務、外貨貸付業務それぞれ以下のとおりとなっております。

a 円貨貸付業務

円貨貸付業務においては、主に固定金利での資金管理を行っております。現状、貸付・調達の期間が概ね一致しており、金利リスクは限定的となっております。また、金利変動リスクの影響が大きいと考えられる部分では、スワップ等により金利リスクヘッジを行っております。

b 外貨貸付業務

外貨貸付業務においては、原則として金利スワップを利用して、貸付・調達ともに変動金利での資金管理を行うことにより金利リスクヘッジしております。

() 市場リスクの状況

当行は金融商品のトレーディング勘定は有しておらず、バンキング勘定のみとなっており、更に前述のとおり、ヘッジ対応を原則としておりますが、時価評価及び潜在的リスクの把握等を目的として、市場リスク量（VaR等）を計測しており、当行における市場リスク量（VaR）の状況は以下のとおりとなっております。

a VaRの状況

	当事業年度 (平成25年3月31日)
金利VaR	1,002億円
為替VaR	587億円

b VaRの計測手法

金利VaR : ヒストリカル法

為替VaR : 分散共分散法

定量基準 : 信頼区間 99% 保有期間 1年 観測期間 5年

c VaRによるリスク管理

VaRとは、過去の特定期間（「観測期間」）の金利・為替等の市場動向実績を捕捉した上で、統計学における確率分布の考え方を援用した一定確率（「信頼区間」）の下で、一定期間（「保有期間」）経過後に発生し得る時価損益変動金額の最大値を評価した市場リスク管理指標です。

その計測に当たっては、市場動向実績や確率分布のセオリー等を前提としていますが、将来に向けた市場推移がこれらの前提を逸脱する可能性を踏まえ、VaRによる市場リスク計測の有効性を確認するため、金利VaRについてはVaR計測結果とその後の実績推移を突合するバックテストを行うとともに、市場変動実績の確率分布に捉われないストレステストを実施し、多面的にリスク量を捕捉しております。

なお、VaR計測に伴う一般的な留意点は以下のとおりです。

- ・ 信頼区間・保有期間・観測期間の設定方法等によって異なります。
- ・ VaR値は、計測時点での時価損益変動金額の最大値ではありますが、保有期間経過中において市場動向等の前提条件が変化していくことから、必ずしも将来時点で確率どおりに実現していくものではありません。
- ・ VaR値は特定の前提条件に基づく最大値であり、リスク管理指標として実践的に活用していく上では、当該最大値を超過する可能性を念頭に置くことが肝要です。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、預金受入を行っておらず、資金調達は財政融資資金、政府保証債及び財投機関債などの長期・安定的な資金調達を実施しております。

また、資金繰り状況を把握し、日々の資金繰りに備えて複数の民間金融機関との間で短期借入枠を設定するなど、適切なリスク管理に努めております。

(ニ) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ関連規定に基づき実施しております。

(４) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	837,986	837,986	-
(2) 買現先勘定	284,902	284,902	-
(3) 有価証券			
その他有価証券	22,002	22,002	-
(4) 貸出金	10,555,128		
貸倒引当金（*1）	133,585		
	10,421,542	10,475,935	54,392
資産計	11,566,433	11,620,826	54,392
(1) 借入金	7,234,598	7,336,897	102,299
(2) 社債	2,215,962	2,312,996	97,034
負債計	9,450,560	9,649,894	199,334
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	231,577	231,577	-
デリバティブ取引計	231,577	231,577	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

- （1）現金預け金
満期のないあるいは満期が3カ月以内の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- （2）買現先勘定
買現先取引による売戻条件付で購入した有価証券は、約定期間が短期間（3カ月以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
- （3）有価証券
その他有価証券については、取引先金融機関から提示された価格によっております。
- （4）貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、FRN（フォワード・レート・ノート）法により算出された価額を時価としております。
固定金利によるものは、元利金の合計額を、リスクフリー・レートにデフォルト率及び保全率を加味したレートで割り引いて時価を算定しております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状況は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該借入金の元利金の合計額をリスクフリー・レート（国債の指標レート）で割り引いて時価を算定しております。

(2) 社債

社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産（3）有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	当事業年度 (平成25年3月31日)
非上場株式（子会社・関連会社）（*1）	-
非上場株式（子会社・関連会社以外）（*1）	22,596
組合出資金（子会社・関連会社）（*2）	70,822
組合出資金（子会社・関連会社以外）（*2）	6,760
合 計	100,178

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金（*1）	837,986	-	-	-	-	-
買現先勘定	284,902	-	-	-	-	-
有価証券 （*2） 其他有価 証券	1,620	7,279	12,900	-	-	-
貸出金（*2）	939,299	2,931,552	1,724,192	1,517,443	1,704,365	1,569,549
合 計	2,063,809	2,938,832	1,737,092	1,517,443	1,704,365	1,569,549

（*1）預け金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

（*2）貸出金及び有価証券のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない168,725百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及び社債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
借入金	829,816	2,289,560	3,561,380	349,142	204,700	-
社債	321,440	898,417	760,590	197,562	20,000	20,000
合計	1,151,256	3,187,977	4,321,970	546,704	224,700	20,000

(有価証券関係)

貸借対照表の「その他の証券」のほか「預け金」中の譲渡性預け金が含まれております。

1. 売買目的有価証券
当事業年度(平成25年3月31日)
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券
当事業年度(平成25年3月31日)
該当事項はありません。

3. その他有価証券
当事業年度(平成25年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	18,205	18,000	205
	小計	18,205	18,000	205
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	国債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	273,797	273,800	2
	小計	273,797	273,800	2
合計		292,002	291,800	202

4. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券
当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)
該当事項はありません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券
当事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)
該当事項はありません。

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. 減損処理を行った有価証券
該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託
当事業年度(平成25年3月31日)
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託
当事業年度（平成25年3月31日）
該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）
当事業年度（平成25年3月31日）
該当事項はありません。

（その他の有価証券評価差額金）

貸借対照表に計上されているその他の有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

当事業年度（平成25年3月31日）

	金額（百万円）
評価差額	2,221
その他の有価証券（*）	2,221
その他の金銭の信託	-
その他の有価証券評価差額金	2,221

（*）「その他の有価証券」には、時価を把握することが極めて困難な外貨建その他の有価証券にかかる為替換算差額が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金 借入金 社債			
	受取固定・支払変動		1,705,469	1,556,724	69,240
	受取変動・支払固定		592,416	590,036	47,370
	受取変動・支払変動		58,504	58,504	69
	合計		—	—	21,940

(注) 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価
原則的処理方法	通貨スワップ	貸出金 借入金 社債	4,149,728	3,754,303	209,632
	為替予約	貸出金			
	売建 買建		29 84	- -	0 4
	合計		—	—	209,636

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(3) 株式関連取引

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

当事業年度(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。

２．退職給付債務に関する事項

区分	当事業年度 (平成25年3月31日)
	金額(百万円)
退職給付債務 (A)	20,375
年金資産 (B)	<u>4,780</u>
未積立退職給付債務 (C) = (A) + (B)	15,595
未認識過去勤務債務 (D)	-
未認識数理計算上の差異 (E)	<u>-</u>
貸借対照表計上額純額 (F) = (C) + (D) + (E)	15,595
前払年金費用 (G)	<u>-</u>
退職給付引当金 (H) = (F) - (G)	<u>15,595</u>

３．退職給付費用に関する事項

区分	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
	金額(百万円)
勤務費用	554
利息費用	192
期待運用収益	83
過去勤務債務の費用処理額	-
数理計算上の差異の費用処理額	2,388
その他(臨時に支払った割増退職金等)	<u>-</u>
退職給付費用	<u>3,051</u>

(注) 厚生年金基金に対する従業員拠出額は「勤務費用」より控除しております。

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(１) 割引率

当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1.1%

(２) 期待運用収益率

当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
2.0%

(３) 退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

(４) 過去勤務債務の額の処理年数
発生年度に一括費用処理しております。

(5) 数理計算上の差異の処理年数
発生年度に一括費用処理しております。

(税効果会計関係)

当行は、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号の公共法人であり、法人税を納める義務がないため、税効果会計は適用しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行の報告セグメントは、当行の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営責任者及び取締役会が、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行は国際協力銀行業務及び駐留軍再編促進金融業務を行っており、それぞれの目的を達成するため、株式会社国際協力銀行法その他法令により定められた業務について、業務ごとに経理を区分し運営していることから、「国際協力銀行業務」及び「駐留軍再編促進金融業務」を報告セグメントとしております。なお、駐留軍再編促進金融勘定については平成24年11月30日をもって廃止されていることから、平成24年11月30日までの数値を開示しております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、純利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
 当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	国際協力銀行 業務	駐留軍再編促 進金融業務	報告セグメン ト小計	調整額	財務諸表計上 額
経常収益					
（１）外部顧客 に対する 経常収益	217,035	256	217,291	-	217,291
（２）セグメン ト間の内 部経常収 益	4	1	5	5	-
計	217,040	257	217,297	5	217,291
セグメント利益	63,370	214	63,585	-	63,585
セグメント資産	14,430,245	-	14,430,245	-	14,430,245
セグメント負債	12,083,506	-	12,083,506	-	12,083,506
その他の項目					
減価償却費	1,018	0	1,018	-	1,018
資金運用収益	167,947	-	167,947	-	167,947
資金調達費用	119,510	-	119,510	-	119,510
特別利益	1	-	1	-	1
特別損失	-	-	-	-	-
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	803	-	803	-	803

- （注）１．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
 ２．セグメント収益の調整額5百万円は、セグメント間取引消去5百万円であります。

【関連情報】

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．サービスごとの情報

当行は業務ごとに経理を区分し運営しており、「サービスごとの情報」は、「報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」に記載してありますので、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）経常収益

（単位：百万円）

国内	アジア・大洋州	ヨーロッパ・中東・ アフリカ	北米・中南米	合計
40,852	70,528	54,300	51,610	217,291

（注）1．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2．経常収益は顧客の所在地を基礎とし、国内、アジア・大洋州、ヨーロッパ・中東・アフリカ及び北米・中南米の4地域に分類しております。

（2）有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（持分法損益等）

1．関連会社に関する事項

（単位：百万円）

	当事業年度 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
関連会社に対する投資の金額	70,822
持分法を適用した場合の投資の金額	70,822
持分法を適用した場合の投資利益の金額	-

2．開示対象特別目的会社に関する事項

当行は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資は資(百万円)	事業内容又は職業	議決権の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主	財務省 (財務大臣) (注1)	東京都千代田区	-	政策金融行政	被所有 直接 100	資金の借入等	増資の引受(注2)	69,000	-	-
							資金の受入(注3)	2,144,992	借入金	7,234,598
							借入金の返済	645,564		
							借入金利息の支払	63,723	未払費用	14,675
							社債への被保証(注4)	1,526,051	-	-

(注) 1. 財務省以外の省庁との取引については次のとおりであります。

防衛省 政府補給金収入(政府交付金収入) 256百万円

2. 増資の引受は、当行が行った株主割当増資を1株につき1円で引き受けたものであります。

3. 資金の受入は、財政投融资特別会計および外国為替資金特別会計からの借入であり、財政融資資金借入は財政融資資金貸付金利が適用されており、外国為替資金借入は外国為替資金特別会計との間で取り決めた金利が適用されています。

4. 社債への被保証については、保証料の支払はありません。

5. 取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

(イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主が議決権の過半数を所有している会社等	独立行政法人国際協力機構	東京都千代田区	7,782,076	政府開発援助実施	なし	連帯債務関係	連帯債務	990,145 (注1、4)	-	-
	株式会社日本政策金融公庫(注3)	東京都千代田区	3,455,015	金融業	なし	連帯債務関係	連帯債務	1,063,475 (注2、4)	-	-

- (注) 1. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項に基づき、当行が承継した国際協力銀行既発債券に対し、独立行政法人国際協力機構法附則第4条第1項に基づき独立行政法人国際協力機構が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第4条第2項の規定により、独立行政法人国際協力機構の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
2. 株式会社国際協力銀行法附則第12条第1項に基づき、当行が承継した株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、株式会社日本政策金融公庫法附則第46条の2第1項に基づき、株式会社日本政策金融公庫が負っている連帯債務であります。なお、同法附則第46条の2第2項の規定により、株式会社日本政策金融公庫の総財産が当該連帯債務の一般担保に供されております。
3. 株式会社国際協力銀行法附則第17条第1項第2号に基づき、当行は、株式会社日本政策金融公庫既発債券に対し、1,085,000百万円の連帯債務を負っております。なお、同法附則第17条第2項の規定により、当行の総財産を当該連帯債務の一般担保に供しております。
4. 連帯債務に関して収益及び費用として計上している取引はありません。

(1 株当たり情報)

		当事業年度 (自 平成24年4月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	円	1.72
1 株当たり当期純利益金額	円	0.04

(注) 1 . 1 株当たり当期純利益額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

		当事業年度 (自 平成24年4月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
当期純利益	百万円	63,585
普通株主に帰属しない金額	百万円	-
普通株式に係る当期純利益	百万円	63,585
普通株式の期中平均株式数	千株	1,291,756,164

2 . 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当事業年度末 (平成25年 3 月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,346,738
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	-
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	2,346,738
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	1,360,000,000

(重要な後発事象)

当行は、公庫厚生年金基金の代行部分について、平成25年 4 月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。今後、代行部分過去分返上認可の日及び年金資産の返還の日において、代行返上に伴う損益を計上し、代行部分過去分に係る退職給付債務の消滅を認識する予定です。なお、損益への影響額については現在算定中であり、未確定であります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減 価償却累 計額又は 償却累計 額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	3,174	183	0	3,356	190	190	3,166
土地	24,694	-	-	24,694	-	-	24,694
リース資産	12	41	-	54	16	16	37
建設仮勘定	13	297	304	5	-	-	5
その他の有 形固定資産	250	153	0	403	101	101	301
有形固定資 産計	28,145	675	305	28,515	308	308	28,206
無形固定資産							
ソフトウェア	1,522	432	-	1,954	614	614	1,340
リース資産	107	-	-	107	95	95	11
その他の無 形固定資産	-	126	126	-	-	-	-
無形固定資 産計	1,629	559	126	2,061	709	709	1,352

【社債明細表】

銘柄	発行年月 日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限	摘要
政府保証付国際 協力銀行第6～ 8、13、15～17次 債券	平成15年 12月2日 ～ 平成20年 6月18日	477,799 (4,146,065千 米ドル) (1,248,040千 ユーロ)	399,928 [201,385] (2,648,972千 米ドル) [1,499,682千 米ドル] (1,249,006千 ユーロ) [499,792千 ユーロ]	3.375～5.250	一般 担保	平成24年 11月26日 ～ 平成28年 3月23日	1
株式会社日本政 策金融公庫(国 際協力銀行)第 2～9次政府保 証外債	平成21年 11月5日 ～ 平成24年 2月7日	1,210,952 (14,733,573千 米ドル)	892,323 (9,487,752千 米ドル)	1.500～2.875	一般 担保	平成24年 7月6日 ～ 平成31年 2月7日	2
株式会社国際協 力銀行第1～2 次政府保証外債	平成24年 7月19日 ～ 平成25年 3月19日	-	233,799 (1,993,929千 米ドル) (499,791千 カナダドル)	1.125～2.300	一般 担保	平成29年 7月19日 ～ 平成30年 3月19日	
国際協力銀行第 10、12、13、16、 18、19、21～23、 25、27、29、30回 債券	平成16年 2月6日 ～ 平成20年 5月29日	519,895	519,920 [119,994]	1.340～2.090	一般 担保	平成25年 12月20日 ～ 平成37年 12月19日	1
株式会社日本政 策金融公庫第 3、7、12、17回 社債	平成21年 10月29日 ～ 平成23年 5月9日	169,989	169,990	0.421～1.430	一般 担保	平成26年 12月19日 ～ 平成31年 9月20日	2
合計	-	2,378,637	2,215,962	-	-	-	-

(注) 1. 「当期首残高」及び「当期末残高」欄の()書きは外貨建債券の金額であります。

2. 「当期末残高」欄の[]書きは、当期末残高のうち1年以内に償還が予定されている金額であります。

3. 当行は、株式会社日本政策金融公庫設立以前に国際協力銀行が発行した政府保証付国際協力銀行債券及び国際協力銀行債券(前記 1)に係る債務を承継しており、当該債務については株式会社国際協力銀行法に基づき、当行及び独立行政法人国際協力機構が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。

また、当行は、株式会社日本政策金融公庫から株式会社日本政策金融公庫(国際協力銀行)政府保証外債及び株式会社日本政策金融公庫社債(前記 2)に係る債務を承継しており、当該債務については株式会社国際協力銀行法に基づき、当行及び株式会社日本政策金融公庫が連帯して弁済の責めに任ずることとされております。

4. 決算日後5年以内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
金額(百万円)	321,440	355,135	543,282	426,200	334,390

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	5,255,489	7,234,598	0.78	-
借入金	5,255,489	7,234,598	0.78	平成25年4月～ 平成35年2月
1年以内に返済予定のリース 債務	112	23	-	
リース債務(1年以内に返済 予定のものを除く。)	13	35	-	平成29年9月
その他有利子負債	293,090	105,240	0.058	-
金融商品等受入担保金	293,090	105,240	0.058	-

(注) 1. 借入金およびその他有利子負債の「平均利率」は期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. リース債務については、簡便法を採用しているため、平均利率は記載しておりません。

3. 金融商品等受入担保金は、返済期限を定めておりません。

4. 借入金及びリース債務等の決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金(百万円)	829,816	1,287,151	1,002,409	943,563	2,617,817
リース債務(百万 円)	23	10	10	10	5

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	124,271	54,513	—	39,893	138,891
一般貸倒引当金	19,946	32,612	—	19,946	32,612
個別貸倒引当金	86,387	2,009	—	2,009	86,387
特定海外債権引当勘定	17,937	19,891	—	17,937	19,891
賞与引当金	501	445	501	—	445
役員賞与引当金	0	5	0	—	5
役員退職慰労引当金	17	11	—	—	29
計	124,790	54,976	501	39,893	139,372

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものです。

一般貸倒引当金・・・・・・・・・・洗替による取崩額
 個別貸倒引当金・・・・・・・・・・回収等による取崩額
 特定海外債権引当勘定・・・・・・・・洗替による取崩額

【資産除去債務明細表】

該当事項が無いため作成しておりません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成25年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金 日本銀行への預け金23,154百万円、他の銀行への預け金814,832百万円であります。

その他の証券 外国証券122,181百万円であります。

前払費用 営業経費307百万円であります。

未収収益 未収貸出金利息32,300百万円その他であります。

その他の資産 金融商品等差入担保金39,070百万円その他であります。

負債の部

未払費用 未払借用金利息14,675百万円、未払社債利息12,106百万円その他であります。

前受収益 保証料50,100百万円その他であります。

その他の負債 金融商品等受入担保金105,240百万円その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	—
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	—
1単元の株式数	—
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	—
公告掲載方法	当行の公告は、電子公告により行います。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行います。
株主に対する特典	—

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当行は、当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、以下の書類を提出しております。

(1) 半期報告書

提出日	事業年度	提出先
平成24年12月5日	第1期中(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)	関東財務局長

(2) 訂正半期報告書

提出日	提出先
平成25年1月11日	関東財務局長

(3) 臨時報告書

提出日	提出先	
平成25年3月12日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号に基づく臨時報告書であります。

(4) 訂正臨時報告書

提出日	提出先
平成25年6月24日	関東財務局長

なお、旧日本公庫JBICにおける国際協力銀行業務勘定の平成23年3月期決算及び平成24年3月期決算の概要は以下のとおりです(以下の各勘定別の数値は、金融商品取引法に基づく監査法人の監査は受けておりません)。なお、駐留軍再編促進金融勘定は平成24年11月に廃止しているため、記載しておりません。

国際協力銀行業務勘定
貸借対照表

(単位：百万円)

	前々事業年度 (平成23年 3 月31日)	前事業年度 (平成24年 3 月31日)
資産の部		
現金預け金	978,074	685,678
現金	0	0
預け金	978,074	685,678
買現先勘定	-	602,725
有価証券	76,453	74,108
その他の証券	76,453	74,108
貸出金	8,376,794	8,110,356
証書貸付	8,376,794	8,110,356
その他資産	1,001,457	927,190
前払費用	234	250
未収収益	29,379	31,856
金融派生商品	966,988	894,785
その他の資産	4,855	296
有形固定資産	37,664	37,425
建物	3,488	3,227
土地	33,881	33,881
リース資産	58	22
建設仮勘定	2	13
その他の有形固定資産	233	281
無形固定資産	2,349	1,642
ソフトウェア	2,116	1,535
リース資産	218	107
その他の無形固定資産	14	-
支払承諾見返	2,443,266	2,378,325
貸倒引当金	134,417	124,271
資産の部合計	12,781,643	12,693,182

(単位：百万円)

	前々事業年度 (平成23年 3 月31日)	前事業年度 (平成24年 3 月31日)
負債の部		
借入金	5,502,495	5,255,489
借入金	5,502,495	5,255,489
社債	2,703,551	2,378,637
その他負債	71,181	372,934
未払費用	29,911	28,923
前受収益	38,881	47,745
金融派生商品	1,899	1,893
リース債務	290	135
デリバティブ取引受入担保金	-	293,090
その他の負債	198	1,146
賞与引当金	465	496
役員賞与引当金	6	6
退職給付引当金	12,135	12,481
役員退職慰労引当金	28	24
支払承諾	2,443,266	2,378,325
負債の部合計	10,733,129	10,398,395
純資産の部		
資本金	1,091,000	1,291,000
利益剰余金	801,398	824,522
利益準備金	742,615	772,006
その他利益剰余金	58,783	52,515
繰越利益剰余金	58,783	52,515
株主資本合計	1,892,398	2,115,522
その他有価証券評価差額金	1,665	1,825
繰延ヘッジ損益	157,781	181,089
評価・換算差額等合計	156,115	179,263
純資産の部合計	2,048,513	2,294,786
負債及び純資産の部合計	12,781,643	12,693,182

損益計算書

(単位：百万円)

	前々事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
経常収益	197,217	201,695
資金運用収益	178,661	176,852
貸出金利息	122,329	122,206
有価証券利息配当金	48	75
買現先利息	-	491
預け金利息	1,199	1,088
金利スワップ受入利息	55,061	52,985
その他の受入利息	22	5
役務取引等収益	13,183	14,221
その他の役務収益	13,183	14,221
その他業務収益	74	-
その他の業務収益	74	-
その他経常収益	5,298	10,621
貸倒引当金戻入益	-	10,146
償却債権取立益	-	244
その他の経常収益	5,298	230
経常費用	147,576	144,588
資金調達費用	118,777	118,110
借用金利息	55,696	56,117
社債利息	63,081	61,859
その他の支払利息	-	133
役務取引等費用	1,332	1,105
その他の役務費用	1,332	1,105
その他業務費用	3,370	6,110
外国為替売買損	2,501	1,242
社債発行費償却	651	739
金融派生商品費用	8	405
その他の業務費用	209	3,723
営業経費	15,861	15,662
その他経常費用	8,233	3,598
貸出金償却	8,232	-
株式等売却損	-	198
その他の経常費用	0	3,400
経常利益	49,641	57,107
特別利益	9,142	3
固定資産処分益	0	3
貸倒引当金戻入益	8,715	-
償却債権取立益	425	-
特別損失	0	4,594
固定資産処分損	0	2
協定解約に係る損失	-	4,592
当期純利益	58,783	52,515

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前々事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,055,500	1,091,000
当期変動額		
新株の発行	35,500	200,000
当期変動額合計	35,500	200,000
当期末残高	1,091,000	1,291,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	726,011	742,615
当期変動額		
準備金繰入	16,603	29,391
当期変動額合計	16,603	29,391
当期末残高	742,615	772,006
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	33,207	58,783
当期変動額		
準備金繰入	16,603	29,391
国庫納付	16,603	29,391
当期純利益	58,783	52,515
当期変動額合計	25,575	6,267
当期末残高	58,783	52,515
利益剰余金合計		
当期首残高	759,218	801,398
当期変動額		
国庫納付	16,603	29,391
当期純利益	58,783	52,515
当期変動額合計	42,179	23,124
当期末残高	801,398	824,522
株主資本合計		
当期首残高	1,814,718	1,892,398
当期変動額		
新株の発行	35,500	200,000
国庫納付	16,603	29,391
当期純利益	58,783	52,515
当期変動額合計	77,679	223,124
当期末残高	1,892,398	2,115,522

	前々事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	687	1,665
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	977	160
当期変動額合計	977	160
当期末残高	1,665	1,825
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	140,795	157,781
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,985	23,308
当期変動額合計	16,985	23,308
当期末残高	157,781	181,089
評価・換算差額等合計		
当期首残高	140,107	156,115
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,007	23,148
当期変動額合計	16,007	23,148
当期末残高	156,115	179,263
純資産合計		
当期首残高	1,954,826	2,048,513
当期変動額		
新株の発行	35,500	200,000
国庫納付	16,603	29,391
当期純利益	58,783	52,515
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	16,007	23,148
当期変動額合計	93,687	246,272
当期末残高	2,048,513	2,294,786

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前々事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	58,783	52,515
減価償却費	1,586	1,285
貸倒引当金の増減()	10,936	10,146
賞与引当金の増減額(は減少)	45	31
役員賞与引当金の増減額(は減少)	0	0
退職給付引当金の増減額(は減少)	263	345
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	11	3
資金運用収益	178,661	176,852
資金調達費用	118,777	118,110
有価証券関係損益()	3,372	3,598
為替差損益(は益)	9,744	4,759
固定資産処分損益(は益)	0	0
貸出金の純増()減	394,547	266,437
借入金の純増減()	235,249	247,005
預け金の純増()減	290,000	290,000
買現先勘定の純増()減	-	602,725
普通社債発行及び償還による増減()	103,824	325,656
資金運用による収入	179,234	174,018
資金調達による支出	120,913	118,355
その他	243,009	403,386
小計	255,083	166,257
営業活動によるキャッシュ・フロー	255,083	166,257
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	45,823	7,340
有価証券の売却による収入	16,027	5,845
有形固定資産の取得による支出	217	185
有形固定資産の売却による収入	1	12
無形固定資産の取得による支出	1,105	165
投資活動によるキャッシュ・フロー	31,116	1,833
財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入	35,500	200,000
リース債務の返済による支出	157	154
国庫納付の支払額	16,603	29,391
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,739	170,453
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,744	4,759
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	232,961	2,395
現金及び現金同等物の期首残高	245,113	478,074
現金及び現金同等物の期末残高	478,074	475,678

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月19日

株式会社 国際協力銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 茂木 哲也

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 三浦 昇

指定有限責任社員

業務執行社員 公認会計士 伊澤 賢司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社国際協力銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社国際協力銀行の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

* 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。

* 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。